

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年9月7日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会9月会議第2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

それでは本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

通告4番、三枚山光裕議員、登壇質問を願います。

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

日本共産党の三枚山光裕でございます。

通告に従って質問をいたします。

質問の第1点は、町職員の職務にかかわる倫理保持について伺います。

岩手県は、職員の職務に係る倫理の保持に関する2016年度状況公開をいたしました。県の倫理に係る条例は、職務上の利害関係者との飲食、接待などの届け出ですけれども、平泉町において倫理に係る現状と、今後の対応をどのように考えているか伺います。

第2点目は、天候不順による農業などへの影響に対する対応についてです。

天候不順で農作物への影響が既にあらわれています。関係団体と連携し、万全の体制をとることが必要であり、町の対応策を伺います。

第3点は、一関地区広域行政組合が建設予定の、新焼却施設の建設費等の平泉町の財政負担についてです。新焼却施設等の建設にかかわる平泉町の財政的な負担額は、どのくらいになるのか伺います。

第4点は、就学援助の入学前支給の具体化についてです。就学援助の入学準備金の入学前支給

について、実務はどのように進んでいるのか伺います。

第5点は、新中学校学習指導要領で示された内容についてです。新中学校学習指導要領では、教科、保健体育の武道で、選択種目の例、銃剣道が明記されています。銃剣道は危険であり、導入すべきでないと考えますが、教育委員会の方針を伺います。

最後の6点目ですけれども、長島球場への女子トイレの設置について伺います。長島球場には、球場外のレフト側、駐車場を上ったあたりに男女どものトイレがあります。しかし、いわゆる球場内、男子用便器、つまり男子トイレしかありません。町政懇談会の中でも女子トイレの設置の要望が出ましたが、その見通しについて伺います。

以上、答弁を求めます。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の町職員の職務にかかわる倫理保持についてのご質問にお答えをいたします。

地方公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、町民の信頼を確保しながら職務を遂行していくためには、職務に係る倫理の保持は、大変重要なものであると考えております。本町の倫理に係る現状といたしましては、岩手県のような条例による利害関係者との飲食、接待等に関する届け出制度にかかわる部分についての規程は定めておりませんが、国家公務員倫理法第43条の、地方公務員等の講ずる施策に基づき、毎年綱紀の保持及び服務規律の徹底に関する通知を発出し、利害関係者との関係において、疑惑や不信を招く行為を行わないよう、全庁挙げて継続的に公務員倫理の保持に努めているところでございます。

また、その他の取り組みといたしましては、地方公務員法第30条から第38条までに掲げる、地方公務員が職務遂行にあたり、遵守すべき服務規律について職員服務規程を策定し、町主催の若手職員対象の研修における服務規律に関する講義の実施や、人事評価の評価項目に服務規律に係る項目を設けるなどして、職員の公務員倫理保持、意識の醸成を図る取り組みを行っております。

今後につきましても、町政に対する信頼を高めることができるよう職員研修の充実や服務規律の徹底を図りながら、公務員に求められる高い倫理観や職責の重さについて職員の自覚を促し、公務員倫理の保持に努めてまいりたいと考えております。

次に、天候不順により農業などへの影響に対する対応についてのご質問にお答えをいたします。

ご存じのように、7月中は高温で経過し、水稲はじめ農作物の生育は比較的順調に推移しましたが、台風5号通過後、8月に入り、長雨による日照時間の不足や気温の低下が見られました。

こうした状況を受け、8月22日に一関地方異常気象対策会議を開催したところであります。この会議は、当町及び一関市、農協、一関農林振興センター、一関農業改良普及センター、岩手県農業共済組合磐井地域センターで構成され、水稲については、いもち病の発生しやすい状況であり、早期の発見と追加の防除が必要であること、また、園芸作物については、販売数量の落ち込みが見られることから、防除等栽培管理の徹底が求められることを確認しました。

なお、過去に記録的な冷害となった平成5年、平成15年と比較して、現時点では町として対策本部を設置しないことを確認し、農業者の皆さんには、農協を通じて防災行政無線と回覧板による栽培管理に関する情報提供をしたところであります。

議員ご指摘のとおり、今後とも関係機関と連携を密にし、情報共有を図るとともに、気象変動に伴う農作物への被害対策については、適切に対応してまいります。

次に、3番の一関地区広域行政組合の課題となっている、新焼却施設の建設費等の平泉町の財政負担についてのご質問にお答えをいたします。

一関地区広域行政組合の新焼却施設については、建設場所等を含め確定していない部分が多いため、いまだ正確な金額が算定できない状況であります。1つの目安となる平成28年5月時点の一関地区広域行政組合の資料では、新焼却施設建設費がおよそ85億円から90億円程度になる見込みとなっております。この金額をもとに、平成29年度の平泉町の負担割合である6.12%で算定すると、負担額はおよそ5億2,000万円から5億5,000万円程度になります。

また、新焼却施設と同時に建設予定の余熱活用施設に関しては、同じく平成28年5月時点の資料で見ると、建設費が10億円から12億円程度の見込みとなっており、平泉町の負担額はおよそ6,100万円から7,300万円程度になる見込みです。

新焼却施設については、一関地区広域行政組合の説明会において、さまざまな意見が出されており、建設の見通しが確定していない状況にあることなどから、現段階でこれ以上正確な金額を示すことが難しい状況にあります。また、今後の建設費の変動に伴って、平泉町の負担が大きく変動することも考えられます。

4番の就学援助の入学前支給の具体化について、5番の新中学校学習指導要領で示された内容について、6番の長島球場への女子トイレの設置についてのご質問につきましては、教育長から答弁をさせます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

後半の3点についてのご質問にお答えいたします。

まず、就学援助の入学前支給の具体化についてのご質問でございますが、就学援助の入学準備金につきましては、本年度から入学前支給に向けて準備作業を進めております。

その手順としましては、支給に向けて就学援助要綱の改正を9月中に行い、12月には入学予定者への周知とあわせて申請書を送付。平成30年1月には申請受け付け、2月には認定者を決定し決定通知を送付、3月上旬には入学準備金の支給を見込んでおります。

なお、支給対象者は、12月下旬の申請書類発送時点で平泉町内に住所を有し、来年度4月に平泉町立小中学校に入学予定の者で、かつ就学援助要件に該当する者となります。また、援助費支給後に町外転出の場合は、返還していただくこととなります。その後は、転出先での対応となります。

以上の手順で、就学援助の入学準備金については、入学前支給を実施してまいります。

続いて、5点目の銃剣道の導入のことについてのご質問でございますが、銃剣道が新学習指導要領に明記されていることについては、銃剣道が日本武道協議会に加盟している武道9種目のうちに入っていることから、その他の柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法などと並列に扱う形で、文部科学省が学校や地域の状況に応じて履修可能な武道として明記したものであると捉えております。

また、現行学習指導要領においても、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても履修させることができると明記されており、現在も銃剣道の履修については、あくまでも文面上の解釈において選択することは可能であります。

したがって、新学習指導要領から履修できるようになったということではなく、新学習指導要領に、選択できる数多くの武道の一つとして明記されたものであるということを確認いただければと思います。

続きまして、危険性ということについてですが、武道における危険性を考える上で大切な視点は、指導者がその武道の特性を踏まえ、起こり得る危険性を理解するとともに、安全面について常に配慮を行い、子ども達にしっかりと指導できるかどうかということではないかと思っております。

また、設備的にも、使用する用具についても、その安全性を確保した上で教育活動を行わなければならないと考えております。このことは銃剣道のみならず、これまで行われてきている武道、また、体育的活動全般において常に考慮されるべきことであると考えます。

そうした観点からすると、本町において銃剣道を行うということは、人的にも物的、環境的にも現実的ではないと言わざるを得ません。

最後に、長島球場への女子トイレの設置についてのご質問でございますが、長島球場については、平成2年から利用を開始し、町内外の方に利用されているところでございます。

トイレの設置状況につきましては、レフト側後方にトイレ棟として男子トイレ、小便器3基、大便器2基及び女子トイレ、大便器4基、また、3塁側の球場スタンド内に男子トイレ小便器のみ3基を設置しております。3塁側スタンドの男子トイレにつきましては、審判等の利用及び男性利用者が多いことを想定しての設置となっております。

議員ご指摘の要望については、今年度開催の地域懇談会で提案されましたが、現在のスタンド内への女子トイレの増設となりますと、個室等の設置スペースの問題やスタンド自体の大規模改修が必要となることから、現時点での対応は非常に困難となっております。球場利用者のために設置しております既存のトイレ施設の適切な維持管理を図りながら、利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、順次2回目の質問をしたいと思います。

まず最初に、倫理の保持の問題であります。

まず、この問題を取り上げた点については、1つは職員を守る立場、条例あるいは規則によって職員を縛るということではなくて、職員を守るという立場からの質問になります。

そこで、順次お聞きしたいのですが、まず確認しますが、今の答弁になりますと、県のような届け出は考えていないということによろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

現在におきましては、届け出等につきましては考えていないというような状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

昨年の9月の決算議会でありましたけれども、私の今回の倫理の視点とは違うわけですが、同僚議員の監査の関係にかかわった質問の当局の答弁の中に、コンプライアンスの問題、ガバナンスの問題など、あるいは危機管理のことにかかわっての答弁でありましたけれども、自治体コンプライアンスというものは、現在定めてはおりません、答弁です。いずれ今後、定めるかどうかということについては、検討を要するわけでございます。法令順守が第一だということで、今後も今あったような答弁だったと、質問の趣旨は違ったけれども、結局同じような答弁だったなど私は理解したわけです。

そこで、お伺いいたします。

まず、その昨年の議会、検討を要するという言葉ではありましたが、何かその検討はされたのですか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

行財政改革推進委員会の中で、管理職が集まる会議でございますけれども、その中で、議会等の反省をする会議がございまして、その中でお話をした中で、検討というか話し合いをしたところでございます。

ただ、今現在そういう形の、書類的な形の整備等までは考えておりませんし、実際的な形でのその綱紀の粛正なり、そのサービスの厳守なり、あとは現在お話しされております職員の綱紀に関する問題等につきましては、随時、庁議等の中で管理職に対しては周知し、その管理職から各課員に対しては周知するというような方向で、引き続きそういう形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、先ほど答弁の中で倫理法、国家公務員でしたか、それから地方公務員法30条、38条、あるいは地方でいえば職員服務規程のことをお話しされました。ちょっとその辺を確認したいということで、1条は目的になっていますが、条項1条、2条、3条、その前に、いわゆる見出しがついていますよね。この条は何を語っているのかという、そのところだけでいいのでいくつか紹介してもらえればよろしいのですが、例えば目的の1条とそれから3条、それから11条についてどういうことをここでは書いているのか、見出しの部分だけでいいです、お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

服務規程でございますね。職員服務規程の第1条目的につきましては、「この訓令は、別に定めがあるもののほか、常勤の一般職の職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めることを目的とする」が第1条でございます。

第3条、これ出勤簿でございます。「職員は、定刻までに出勤し、自ら直ちに出勤簿に押印しなければならないということで、2項が、前項に規定する出勤簿の取扱いについて必要な事項は、別に定める」と規定されてございます。

もう一つが11条でございましたか。第11条は私事旅行を規定してございまして、第11条、「職員は、私事旅行又は転地療養のため引き続き1週間以上にわたってその住所を離れようとするときは、あらかじめ私事旅行届を町長に提出しなければならない。ただし、休暇の承認を得る際所定の申請書等にその旨記載することをもってこれに代えることができる」ということを規定しているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

今ご紹介いただいたとおり、今のは服務規程なのですけれども、平泉町の。結局これは、役場で仕事をする場合の一般的なこと、こういうことはこういうふうにするのですよという、旅行のことも書いてある。それから、地方公務員法には、服務の宣誓、いろいろ秘密を守る義務とかあったりするし、それから先程来た地方公務員法の30条、38条、実は今の一般的な内容にとどまっております。

それで、改めて確認したいのですが、確認というか私の質問の趣旨なのですが、これは倫理の保持なのです。先ほど答弁にあったのは、一般的な服務規程ということなのです。ですから、ここには全く噛み合っていないというか、私の質問に対する答弁としては正しくないと思わなければなりません。

そこで伺います。

この間、それでもいろいろ研修してきたということもありました。講義なんていうのもあったわけです、この間の答弁の中でも、過去の。

それで、私は倫理の保持と言っているわけで、例えば県の、今回紹介した、これは2001年、平

成13年にできた条例13号というやつでして、この目的は、この条例は職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務員に対する県民の信頼を確保するということで、例えば管理職の場合ですけれども、1件5,000円以上何か贈与を受けた、報酬を受けた場合には、ちゃんと報告するということが、県の条例であるわけです。

ですから、ここでは5,000円という話をしましたが、何かそういった私が質問の趣旨に噛み合った点の研修とか講義が、町で実施している中ではされているのですか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの質問にありました、特にも他のその利害関係のある方々からの金品等の授受につきましては、金額にかかわらず受け取ることはしないと。それから利害関係のある方との会食の際、もちろんしなければならないこともあるわけでございますので、もちろんその際には、きちんとした折半による会費制で行うというふうな形のものについては、指導しているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

そういうことで、ちなみにその県のやつは、さらに金額今5,000円以上と言いました。任命権者に提出するわけです、贈与等報告書というやつ。さらに、その中身というのは、受け取った報酬の額、それから報酬を受けた年月日、それから起因となった事実、内容です、それから受け取った場合相手方、事業者、名前と住所というふうになっているのです。これが保存義務が5年で、そして1件2万を超えるものは閲覧できると、請求すれば閲覧できるというふうになっているわけです。

町議会のほうも、これはおとし、平成27年12月25日に21号ということで、平泉町議会議員政治倫理条例というのをつくりました。私たち議員の問題であり、議会側の問題でもありますけれども、町政の担い手として町民の負託に応えるにふさわしい人格と倫理を堅持するためなのだという目的があって、人格、倫理の保持に努めるとか、いろいろな業者との関係、そういったことを規定されています。議会は一応持っているということになっているのです。

それで、なぜこのことを今取り上げたかというのには、ちょっと理由がありまして、何度も言いますがけれども、これは単に条例なり規制といいますか、そういったものをつくって窮屈になって職員が仕事ができないというのは困るわけで、要は職員を守るためだと何回も言いたいと思うのですけれども、実は理由があるのです。

私のところに、正確に言うと日本共産党の事務所に1通のファクスが届きました。何かといいますと、平泉町の、これはファクスにパソコン書きであった文章そのままなのですが、平泉町の幹部職員による私的飲食の民間会社へのツケ回しではないかという疑念、疑いのファクスでありました。結論ですけれども、このことについて私もいろいろ、提供されたのはファクス1

枚なのですけれども、調査をいたしましたところ、これに対して疑念はないということが結論です、そのことはまず申し上げておきます。

ですが、やっぱり疑念、知らない人は、あれ、何だと思ったわけです。だから私はそのことを、職員を守るという立場から、そこを何らかの形でちゃんと見えるようにしていかなければいけないという立場です。

それでちょっとお尋ねします。ツケ回しというのは、どういうことというふうに認識していますか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

例えば私の立場からすれば、私が飲食した、1人ではなく複数であっても、私がかかわっている会合で飲食した代金を、他の関係のある業者であったり、そういうところに対して請求書を渡してお支払いを求めるとか、お願いしますというような形のものであるというふうには認識してございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

そのままツケを回すということで、今、答弁のとおりだと私も思います。

それで、実はこの情報を送っていただいた方、誰だかわかりません、率直に言って。それで、ただ、インターネット中継もされています。ですから、もしかすると今ネットでの中継を見ているかもしれません。そういったことも考えて、あるいは何よりも町の職員が疑念を持たれた、そうなれば、誤解であれば解く必要があるというふうに私も考えたわけでございます。それがやっぱり職員の名誉にもかかわる問題ですから。

それで、三枚山が何を根拠に言っているのかという、私自身が疑念を持たれても困りますので、これがいわゆる届いたファクスです。黒いところと、薄い、ちょっと遠くて見えないかもしれませんが、グレーのところがあって、黒いのは最初から墨になって、墨塗りでファクスが来たところで、会社の名前とか、たぶんこういった何か。ただ、職員とされる個人の名前とか、あるいは何人で食べたとか、金額は入っていませんけれども、そういった名前のところは私がグレーで消したということです。何で消したかという、やっぱり誰かわかりませんが、FAXを送っていただいた方、これは飲食をしたある都市ではなくて、そうとは違う地方の都市からファクスで送ってよこした、コンビニから。だから、たぶん送ってきた人は、そういった自分自身が誰かというのは、知られたくないということだと思う。

それから、私が塗ったのは、やはり問題がないわけですから、要らぬことは今しゃべらなくていいわけですから。ただ、いろいろ野線、線のところとか、あるいは何月何日とかは私消しました、要らない情報なので。そういうわけで、疑いをかけられた職員といいましょうか、それから相手側にも迷惑をかけないということでやりました。ですから、森友とか加計学園などで、ある

いはT P Pでものり弁というふうなのがあって、墨塗りになった文書がよく出てくるわけです。それとは全く違う立場で私は墨塗りをしたわけですが、要約しますと請求書なのです。

職員がある都市に出張をしたと、ある都市に。そこに住んでいる知り合いと、古くからの友人でもいいのですが、一緒に、よく来たかと、飯でも食おうかと食べた。そして、そのお金を払うときに、その友人が、いいよと、俺が払うよということが、たぶん結論だったのではないかと私は推測しました。そして、その人は馴染みの店があってツケにしたと。そして、そのツケにした店から会社のほうに来たと。そしてそれを経費でおろすために、相手先の記入が必要だったのだろうと。これも消してあるのですけれども、何人かの、この黒いところは何人が何を飲んでいくらだと書いてあって、合計十数枚の請求書なのです、実はこれは。それで調べたら、何だと、本物だよという話にもなるので、いろいろ調べたら、その職員の方が、ちょっと前になるのですけれども、4年ぐらい前になるのですけれども、日にちは書いてありましたから、そのときに、出張で行っていたということも符合しました。だから、これは限りなく事実なのだろうということ。

ただ問題は、このファクスを送っていただいた方は、ツケ回しではないかという疑念を持っていたわけですから、そのことについては、先ほど申し上げたように私の調査の範囲、たった1枚のファクスでありますけれども、これは疑念がないと、そういった一般的な付き合いだったというふうに結論づけたのです。

そこで戻りますが、何も問題がなかったと、でも疑念は持たれたと。県のように、これを記録にとどめておけば、報告があればすぐにわかるわけ。何かこういう話がされたら、疑念を持たれたら、しかし報告があるから、これはあのときの出張だったねとかということをごちからから検証することができるわけです。これがやっぱり職員を守るという点で大事ではないのかなということで、だからルールをいっばいつくるのは、私はあまり良くないとは思っています。ただ、そういった観点から、職員がそういった疑惑を持たれたときに、きちんと、いや違うよと、これは自信を持って言えるという、そういう点で職員を守るということに必要なのだと思うわけです。

そういう点で改めて、いわば規律で職員を縛るのではなくて、逆に職員を守るために必要ではないかなと思うわけですが、改めてお尋ねします。いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

職員を守るためというふうな形での何らかの規程、規則等についての必要性というようなことで、お話のとおり必要性はわかりました。いずれ、まずこれにつきましても、再度庁舎内での会議の中で検討はさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

県の調査、これ新聞報道にもされましたので、平成26年度のやつでもゴルフ、飲食などで927件あるということでありました。これは5,000円を超えるものとかという、講師料とかそういうのも入っているのですけれども、いずれにせよ、やっぱりこういうのは必要ではないか、あるいはそういった辺から検討という答弁でありましたが、もうちょっと深く検討していただきたいと思います。

それでは、時間が限られていますので、次に移りたいと思います。

焼却施設についてであります。

金額が算定できない、見通しが確定していないという答弁でした。そのとおりだと理解しておりました。

それで、要は町民負担がどのぐらいになるのかというのは、非常に大事なところですよ。先ほどの答弁で、だいたい上はこのぐらいかということで、6億ぐらいですか、かかる町民の負担。そういうことで、今いろいろな議論がされていて、広域行政の管理者の一関の市長が狐禅寺地域の、たしか新しい何か会ができて、そこへの説明に行って、きのう、おとといですか、あったと思いましたが。

それで1つお聞きしたいのが、今、余熱利用ということを言われています。余熱利用とそうでない場合の国の補助率というのは、焼却場に限ってです、これはどう違うのか知っていましたら答弁をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

こちらでは、一関地域広域行政組合のほうからの資料でだけ、限られた資料の中でしか承知はしていないのですが、補助ということであれば、新焼却施設については国から3分の1ということで、循環型社会形成推進交付金を受けられるということです。

それから、余熱活用施設については、補助はございません。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

私の質問も、もしかすると伝わらなかった部分もあるかと思うのですが、最初の施設のやつは3分の2、そういうことです。

それから、一方で今、議論になっているのは、いわゆる迷惑施設と言われてきたものですから、その見返りというか、何をつくろう、かにつくろうということで広域行政組合などでは言っているわけです。そして、その焼却施設なのですから、通常は3分の2、今、菅原町民福祉課長が言ったとおりです。ところが余熱施設、プールをつくるとすると、その焼却場で出た熱を使ってプールをつくると、温水。そうすると、国庫補助は半分になるということなのですよ。

ですから、例えば今、最初の答弁であったとおり、たぶん89億かな、いろいろ数字も変わった

りするのですが、仮に焼却施設、今言われている89億円だとします、焼却施設だけで。それがプールつくらなければ3分の2補助ですから29億4,000万、そうすると平泉の負担は1億8,700万になると。ところが、プールをつくってしまうと半分になります、国の補助が。そうすると44億5,000万、広域行政、とすると平泉は2億7,000万ということで、1億円近くここで差が出てくるわけです、これだけで。やっぱりここでも、プールをつくるとつくらないでは全然、温水プール、違ってくると、町の負担。

そこで伺います。

岩手中部クリーンセンターの総事業費、もしわかりましたら答弁願います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

こちらでは承知はしておりません。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

何も聞かれなかったもので、私も聞くよとは言っていませんでしたが、実は岩手中部、花巻、北上、遠野ですか、それから金ヶ崎なのですが、人口は22万5,000人です。ここの施設は全部で焼却施設などを含めて104億円。このときにやっぱり振興施設とかつくるのです。それが4億、その全体の広域行政で建てました。そして特別に北上につくったものですから、和賀町ですか、昔の。そこにつくったものですから、広域行政の4億円プラス北上市で1億円出して5億円で、たしかスポーツ関係の施設をつくるということで、これはもう既にできています。スポーツ施設はこれからつくるので、こういうをつくるということになっていました。

それで、中部は104億、22万5,000で104億、一関広域は人口12万5,000、10万少ないのに160億円もかかるのですよ。さっきちょっといろいろ言ったのですが、なぜこんなにかかるのですか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

一応、これまでの一関地区広域行政組合で今のところ構想しているものとすれば新焼却施設、そしてその余熱を利用した余熱活用施設、余熱利用施設、それからリサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設といったようなものまで含めて、一応構想はしているということでございまして、それは他の施設ということは、それぞれの事情があってそれぞれつくっているのしょうから、こちらにおいても、そういったものまで一応想定をしてつくっていきいたいというふうな構想だろうというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

担当課で持っているかという資料が、これは一関広域行政の資料です。狐禅寺地区の皆様へのお知らせという資料であります。新聞報道でもされました、地元新聞の日日さんですけれども、地域振興施設に賛否ということで、財政負担が課題と載っていました。

そこで、この広域行政のつくった資料、たぶんこれで管理者は、一関の市長は説明したそうです、広域行政からいただいてきたので。これ持っていますか。内容をざっと、たたき台の5つの目的があって、それから設備が載っているのですが、もし持っていたら、簡単にどういう施設かということをお答え願えれば。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

それにつきましては、たぶん、前に一関広域行政組合が住民向けに出した施設の概要、金額を入れたものだというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、新焼却施設、それから余熱活用施設、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設というふうなのを書いたもの、絵も含めて書いたものというふうには、それはございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

手持ちがないようなので、ちょっと説明したいと思います。

24施設、ちょっと紹介しますが、温水プール、複合型スポーツ施設、温浴施設、屋外運動施設、イベントスペース、オートキャンプ場、ドッグラン、子供用屋内公園、赤ちゃんの駅、特別養護老人ホーム、デイサービス施設、リハビリ施設、環境啓発学習施設、体験型資源循環学習施設、園芸農園施設、これハウスなんか入るのだと思うのですけれども、それから、産直市場食品加工施設、地産地消レストランカフェ、昆虫飼育施設、体験観光学習園、エコ住宅なんていうのもありまして、いずれこういうふうな。もちろんこれはたたき台と書いてあります。全部つくるわけではないということも言ったし、何をつくるかわからないと同時に言っていました。つまり、本当に行政としてこういうやり方があるのかと、私率直に思います。こんな広げてどうするのだという内容だと思うのですよ。

だから、ここに今24施設なのですけれども、全部でないとしても、やりたいやつ、これやっただけで、すぐ200億円になりますこれ、計算しました私も。温水プール7億6,900万円、25メートル掛ける4、このぐらい大きくつくるかどうかは別ですよ。複合型スポーツ施設30億、温浴施設、坪100万、4億とかかかるのですよ。だから、そうすると平泉町の負担が、先ほど大きく変動することも考えられるというお答えがありました。これでどうするのかと、平泉町の負担が。

そして、焼却場の耐用年数は過ぎているのに、どんどん遠のくということで、そういった情報も、狐禅寺の人にはいろいろな情報、こういったのも含めてあるのですけれども、一関でも情報出ていないのです。この平泉ではさらに出ていないということになります。

ちなみに建設資材、この25年で一番、今、高くなっています。122.7%、これは一般財団法人経済調査会の価格調査を専門にしている業者のやつなのです。生コンは167%、100は2000年なのです。いずれにせよ、この25年で一番高い、もう東京オリンピックもあるでしょうね。そうだとすると、限りなくこの建設費等かかっていくということなのです。200億円だとすると、平泉の負担は12億2,400万円、70億ですか。これはしかし広域行政に聞いても否定はしないのです、まだ決まっていなくても。負担はどののですか、6.12か、それはもちろん言っていました。何か地域振興の考える会とかというのができて、今度は狐禅寺だけでなくもっと広げて、そうするとうちのほうにはこれをつくってほしい、うちのほうにはこれをつくってほしいというのまで出ているのですよ。広域行政にやってもらったらというのがあったようです、言っていました。

これは、行政のやり方としてどうなのかと、もちろんここは町議会ですが、ただ、町の負担もあるということで、どういうふうに考えますか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

先ほどの項目、議員おっしゃったような温水プールから始まって産直施設とか、そういったのが列記されております。これは施設例ということで、これについては今年度、狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事の皆様と、5月とそれから7月にそれぞれ説明会というか懇談の場を持っているわけなのですが、その中で幹事の皆様から具体的な、いわゆる余熱活用施設といいますか、そういったものの具体的なものをもっとわかりやすく示してほしいというふうなことがありまして、それを受けて、こういったようなものを列記したというふうな経緯で、このお知らせの中には書いてございますので、そういう中で出されたものと。

ここには、あくまでも、先ほど議員おっしゃったとおりたたき台だということで、これを全てやるというふうには書いてございませんし、こういった中から地域の方々と話し合って、そしてそういう話し合いの中で具体的なものを絞り込んでいって、つくれるもの、当然それは費用もあるわけでございますので、そういったものを話し合う中で仕上げていくといったような、そういう方向性を持った、そういったような中身での話のようでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

こういうふうになりましたね、確かに私も重々承知していますが、全部つくるわけではないし、つukれないし。ただ、つukらないとも言っていないわけですよ、広域行政は。意図というか、認識しているかどうかは別として、これは地域振興に名を借りた無駄な公共事業そのものではないかなと、私は思います。

結局これは、覚書というのがいろいろ議論になっていました。狐禅寺地区につukらないという浅井市長当時との約束でありました。これを結局、事実上反故にして、反対する狐禅寺の人に、

地域に押しつけようとするから、こういうふうになって道を外れたのだと私は思います。

そこで、町長に伺いたいと思います。

覚書について、副管理者であります、町長の考えをちょっと伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

もう一度質問の内容を整理してお話しいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

狐禅寺地区と広域行政ですけれども、当時、浅井市長になって、合併前であります、覚書というのは、つまり狐禅寺地区にはあとつくりませんよということで、ずっと議論になってきましたよね。そのことについて町長はどういうふうに考えるかということです。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

手元に今、資料を持っていませんから、頭の中にある部分で言いますが、あの中にはつくらないといった部分と、新たに設置する場合、結局、改築も含め新たな施設をつくる場合も、協議会と協議をするということになっております。そういった意味では、今その協議段階でありますので、それに沿って、狐禅寺地区生活環境対策協議会との協議を現在進めているという認識でありますので、そういった意味では、議員のおっしゃることとはちょっと違うと思います。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

いずれ、やっぱり先ほど言ったとおり、結局狐禅寺の圧倒的多くの方は反対すると。そこに何としてもつくりろうということで、こういった膨大な量の施設の案みたいなのが出てくるのです。だからやっぱりそこは外れていると思います。

それで、やっぱり住民の意識というのは大事だと思うのですが、実はこれ、ちょっとアンケートを紹介したいのですけれども、一関で日本共産党が実施したアンケートというのがあって、1,100通ぐらい返ってきているのです。一般的なテレビでやっているアンケートというのは千ちよっとで集計しているのです、全国的な。そういう点では、1,100というのは相当ポイントの高いやつなのですが、やっぱりこの覚書についてなのですけれども、一関は約束を守るべきというのが、一関のアンケートですけれども、半分です。守らなくてもいいというのは、3.8%しかありません。ここで行政が市民との約束を守らなかつたら、覚書というのはどういう意味か、法律上からいくと何も効力ないよという人もいるかもしれない。それでもそれを守らないということは、ほかのことも守らなくていいということになってしまうのではないかと、というのがいっぱ

いあるのです。

そういう点でも、やはりここはそういった、行政が住民との約束を守るというのは非常に大事な点だなということは言いたいし、そして結論ですけれども、いろいろ議論した、やはりいくらになるかわからない、町民負担はどんどん上がっていくかもしれない、平泉町民にとって。そして、その内容が知られていないということなので、いずれ今後この点については、町民にもよく説明する、こういうふうになっているということも、そしていずれ焼却場は建て替えが急がれる時期ですから、やはりそういった点で議会も最終的には採決を迫られるわけですけれども、きちんと情報を提供するというのを、当局にはお願いしたいということで、次の質問に移りたいと思います。

それで、まず農業問題ですけれども、天候不順の関係ですが、今、たぶん地域によって差があると思うのです。稲刈りをして精米、調整をしていく、そういう中で私も田んぼを見てみると、やはり高度の高いところは実入りが悪かったりしているわけです。そういう点では、そういった実態にあった支援が必要な場合も出てくるかと思えます。そういう点で細かい配慮をお願いしたいということと、それから道の駅にかかわってであります。

道の駅も私もいろいろ質問をした経過がありましたけれども、最近は変わってよくなったという意見も聞くようになりました。本当にうれしいことであります。新しい棚もできた、野菜も町内産もそれなりに出回ってきたり、値段も安くなったということで、ただ、この天候との関係で言えば、やはりまた野菜が少なくなってくると。そうすると確保なんかも大変なのだろうと思えます。そういう意味では目を配っていただきたいなということでもあります。答弁は要りません。

それから、就学援助の入学準備金についてです。

本当に、教育委員会の努力に感謝を申し上げたいと思います。同時に、もう少し早く支給できる努力を引き続き、お願いしたいなということでございます。実は、ランドセルはもう既に店頭で並んでいて、10月には多くの家庭で購入している。実は一関の教育委員会に行ってきたして、担当者の方も、うちでも10月には買いましたという、子どもに。だから、そういう点では早く支給できればと思うのです。今の答弁では3月上旬、一関も3月です。これは、いろいろな声を聞くと難しいところがあるのも理解しました。

一関は、就学援助1,000人ぐらい受けているということで、担当者1人なのです。それで、先ほどいろいろな手続、転校の話も教育長からありました。結局、転校すると、1回受け取ったら、ほかの自治体に行ってしまうという、今度は返還とかいろいろなが出てくる。そんなこともあって、どうしても3月になるのだという話でありました。

ここは、人数は平成28年の決算で51人、これは全体の就学援助ですから、入学前、その辺はもっと少なくなると思うのです。そういう点でいろいろな苦勞、ことし初めてですから、これはこれで当面というか、しょうがないのですけれども、その辺もいろいろ教育委員会としても検討をしてほしいなと思えますがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

就学援助費、特に入学準備金につきましては、教育長が答弁申し上げたとおり、今年度から年度内の支給ということで、3月の月上旬までには支給したいというふうなことで、今、事務処理のほうを対応しているところでございます。

それで、議員もおっしゃられたとおり、やっぱり3月、異動の時期になりますので、それで確定、精査しながら、あと転校するとまた返していただかなければならないというようなところで、そこはぎりぎり、やっぱり3月もなかなか厳しいところはあるのですが、そういった方向で対応していきたいというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

制度の周知のやつを、一関でも聞いて資料をもらってきたのですが、平泉も丁寧かなと率直に思ったのです。それで、いずれにせよ生活に大変なところはやっぱり早いほうがいいわけで、引き続きということでお願いをしたいということです。

銃剣道の件です。

銃剣道、木の銃ということなのですからけれども、これは喉を突く競技なのです。したがって非常に危険だということなのです。岩渕教育長、賢明な方なので、思ったとおりの答弁だったということで安心はしたわけですからけれども。実際に自衛隊では、この訓練中に死亡した例が2件あるそうで、これは防具をつけている死亡例です。それから、厳しい訓練を積んでいる自衛隊員が、しかも防具をつけていて起きたというところに、やはりこの危険性があらわれていると思うのです。

さらに、昨年1年だけで、自衛隊員が銃剣道訓練で負傷し、公務上の災害とされた件数は59件もあるといいます。学校体育研究同志会という長野支部の中学校の先生が言っていました。もともとやっぱりこれは明治以降、軍事教練としてやってきたものだ、もともとのスタートが。そういう点で、軍事教練に通ずる武道、武術という側面があるというのが問題だと。それから、技の主体が突きだということなのです。剣道にも突きがあるけれども、中学校では禁止だということ。そういったことと、それから、やはりさっき指導者の話もありました。いずれ、暴力と決別していない銃剣道を中学生に教えれば、教師が意図しなくても、暴力の手段として生徒が使うということも心配されるのだというようなことを言っていました。そういう点では、引き続き、やっぱりこういった教育長が述べられた立場で、取り組んでいただきたいと思います。

最後に、長島球場のトイレの設置問題であります。これは先ほど教育長にもありました懇談会、私も参加して、町長あのかに、たしか構造上だったか、難しいのではと言われまして、私も聞いていてなるほどなど一度は納得をいたしました。ただ、それでは議員としての役割も果たせないし、それよりも住民の要求はどうなるのかということでもあります。

いろいろその後調べ、業者さんから聞きましたら、そういった追加工事をしたことがあるという建築業者さんもいました。だから、何とか実現できないのかなということを取り上げたわけで

す。それでスペースの問題、スタンドの大規模改修が必要だということになっています。これも、うーんと思ったのですが、ということは、大規模改修だと、財政問題ということでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

基本的にはそういうことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

今、やっぱり審判員、それから男子生徒が使うということで、野球というのは男のスポーツということがあったのだと思いますが、古いというか。今は違っていると思うのです。

長島ジャイアンツですか、長島の野球スポーツ少年団というの、正確に言うと。女子が2人いるそうであります。これから先、そこでソフトボールの全国競技をやるかどうかはわかりませんが、球場ですから、もしかするとそういうこともあるかもしれない。

それから、野球の何かで、保護者の方が、お母さんです、この場合は女子トイレですから、利用があると。つまりスコアボードの点数の作業とか、いろいろ要員でお母さんたちも頑張る。そういうときに必要だということが、もともとあったようであります。

この間、壮年スポーツ、壮年ソフトボール大会もありました。女性がたまに出ることがあるのですが、男がまだ多いのですが、やはり女性だって参加するようになる、しなくてはいけないということもあるわけで、そういう点では、やはりこれは、とりあえず検討していただきたいと。

確かにあそこ、私もちょっと認識違ったのですが、本体のバックスタンドというの、外側にちょっとあって、図面もいただきましたが、今の構造でいくと1,500ミリ、1メートル50ですから、本当に狭いところに男子用の便器が3つあるというところでは狭いと思う。あそこはそのままではちょっと改修できないというのは率直に思います。

ただ、あの斜面をどうにかするとか、もうちょっとこっちに引っ張ってくるとか。聞きますと、あそこは便槽ではなくて集落排水だそうですね。そうすると、便槽をどうするかということは、技術的に要らなくなる。配管をつなげばいいのかなということも思って、庁舎内には、管理職には技術職の方も専門家もいるわけですから、まずちょっとこれ何とか安くできないものかということも、検討することはできないでしょうか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

球場の敷地内にトイレ棟としてトイレは設置してあるわけでありまして。何百メートル先に歩かなければトイレに行けないという状況にはありません。ですから、現状で何とかそれを利用していただいて、そして活用していただければというふうなことを原則的には考えております。

今お話のとおり、何とかならないかというふうなこともあるかと思いますが、考えてはまいりたいと思いますけれども、現実的には早急に設置しなければならない状況にはないというふうに考えているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

時間がありませんが、いずれにせよ、さっき言ったとおり庁舎内にもいっぱい知恵があると思いますから、まず検討していただきたい、そのことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

これで、三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告5番、寺崎敏子議員、登壇質問願います。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

通告5番、寺崎敏子でございます。

さきに通告しておりました質問2点をお伺いしたいと思います。

1点目は、子育て支援の充実について、町長と教育長にお伺いいたします。

2点目、イベントの事業内容についてでございます。これは町長に伺いたいと思います。

それでは、通告内容をお話しします。

子育て支援の充実について。

近年は、生活環境が著しく変化してきている中、子ども達が発達障がいと思われる割合が増加している。本町でも個々の支援対応や指導相談と多面的な視野に立ち、学校では特別支援員で対応されている。しかし、年々特別支援員の増員が見られます。この現状はどう考えておられるのか、次の4点についてお伺いいたします。

1つ目、発達障がいと思われる親子に対して、家庭相談支援員の設置の考えはないか。

2点目、現代社会において、合成化学物質過敏症、アレルギー体質です、アレルギー疾患のことでございます、の子どもが増えており、発達障がいの因果関係があると言われていたが、その認識はあるか。また、その今後の対応の考え方を伺いたいと思います。

3点目、特別支援員が増員傾向にあります。これは大きな課題と考えているが、教育長の見解

はいかがでしょうか。

4つ目、集団行動面、学習面で困難を示す重軽度の発達障がいと疑われる小学生が約1割という驚くほどの数が、推定平均値が出ているということも言われております。このような視点からの調査や文献での研修等、障がいの早期支援と適切な指導助言の相談が必要と考えるのですが、関係する課の連携を図る支援チームを設置し、社会に適応できる子育て支援が必要と考えるが、その対応の考えはいかにあるか。

大きい2点目でございます。

イベントの事業内容についてであります。

少子高齢化に伴い人口減していく中、財政が厳しく、交付金や補助金を活用して数多くのイベント開催は、関係者のご苦勞が目立つように思われます。いつも私が話をするのですが、住民不在のイベントになりかねていないかなということでございます。補助金が適正に執行され、町民のニーズに合ったイベント開催になっているかどうかということで、まず1点、今回、協働のまちづくり交付金活用の趣旨と進捗状況ということ、ひとつ伺いたいと思います。

以上の質問を、前向きなご答弁をご期待申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、寺崎敏子議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、子育て支援の充実についてのご質問の、発達障がいと疑われる親子に対して家庭相談支援員の設置の考えはのご質問にお答えをいたします。

町では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもがより健康的な生活が送れるよう、成長、発達への支援を行うとなっております。発達障がいと疑われるお子さんや保護者の方への対応といたしましては、おひさま教室を開催しており、幼児健診や発達相談などでの相談をきっかけに、運動面や言葉といった成長段階に応じた育ちの支援を実施しております。

また、特に専門的な相談につきましては、臨床心理士や言語聴覚士につなげ、不安の解消に努めております。発達障がいにかかわらず、育児に不安を抱えながら生活している家庭に対しましても、子どものよりよい成長、発達を支援するため、保健センターでは主任児童委員と連携しながら、家庭訪問や相談等も行っております。

家庭相談支援員につきましては、発達障がいにとどまらず、子どもに関する問題について総合的に対応する相談員として、今後ワンストップの相談窓口を設置しながら、きめ細かな支援ができるような体制の検討を進めてまいります。

次に、現代社会において、合成化学物質過敏症、アレルギー疾患のことですか、の子どもが増えており、発達障がいとの因果関係があると思われるが、その認識はあるか、また今後の対応策の考えはのご質問にお答えをいたします。

アレルギー疾患と言われる合成化学物質過敏症が、直接発達障がいとの因果関係があるかどうかは承知しておりませんが、母親並びに乳幼児の健康の確保や増進において、子どもがより健康

的な生活が送れるよう、成長や発達への支援を行うという観点から、幼児健診や子育て支援事業等を活用いたしまして、保護者に合成化学物質や、その影響に関する情報提供をしていきたいと考えております。

特別支援員に関するご質問、そして集団行動面、学習面に関するご質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせます。

次に、イベントの事業内容についての質問の、協働のまちづくり交付金活用の趣旨と進捗状況のご質問にお答えをいたします。

協働のまちづくり交付金は、協働のまちづくりの推進及び地域住民の自主的な地域活動の促進を図るため、住みよい地域社会の実現を目的とする活動を行う団体に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものであり、対象事業は、地域の課題解決に向けた主体的な取り組み、地域の人や物などの素材を生かした取り組み、身近な公共サービスの創造や提供をする取り組み、地域の伝統文化を継承する取り組み、活動団体同士の連携や協働の取り組み、地域住民の声を集約してみんなで実践する取り組みなどです。

今年度は、2団体から申請をいただき、そのうち1団体が終了し、1団体は進行中であり、ほかに2団体から事前相談を受けております。

当交付金は地域活性化に寄与することから、第三者委員会からも高い評価を得ており、以前に議員からも同様の評価を受け、その上でご指摘いただいた宣伝不足を補うために、岩手日日新聞社に掲載するなど、広告宣伝に努めているところであります。

既に完了いたしました事業では、新振りつけを作成し、町内各所において各行政区の婦人団体ごとに練習を行ったことにより、各団体のきずなが深まり、その結果7月15日の全体会において、約250人による一糸乱れぬ群舞が実現でき、町内婦人団体の一体感が醸成されたとの報告書をいただいております。昨年に新しい振りつけをおぼえたにもかかわらず、本年もまた新たな振りつけに費やしたご負担、また、家事等が忙しい中を縫っての練習を重ねていただき、誠に感謝にたえません。その結果として、あの大群舞が実現したものと、心より御礼を申し上げます。これからも、このようなすばらしい事業には助成をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

子育て支援の充実についてのご質問にお答えをいたします。

まず、特別支援員が増員傾向にあつて大きな課題と考えるが、その見解についてということですが、特別教育支援員の配置について、他市町村においては、予算の都合上、必要とされる支援員の配置がなかなか進まないという実情にあるようです。言い換えれば、予算の都合がつけば支援員を多く配置したいということでもあり、それだけ支援を必要とする子どもは、どの地域においても増え続けているということでもあります。

ちなみに本町では、小中学校合わせて11名配置しておりますが、これは県内33市町村の中で、児童生徒数あたりの配置率、学校数あたりの配置率、どちらにおいてもトップクラスの配置率となっており、それだけ気になる児童生徒へのきめ細かい指導、ケアが行いやすい環境にあるということでもあります。

基本的な考え方として、気になる児童生徒が多いから、もしくはその疑いがある児童生徒が多いから多く配置するという考え方だけではなく、通常学級、特別支援学級、学校規模の大小にかかわらず、どんな児童生徒の集団でも支援を求めている子がいるのではないかと、困っていないだろうかという視点に立ち、多くの目によってその子を見取り、さまざまなニーズに対応できる体制を維持していくということが必要であると考えます。

次に、集団行動面、学習面で困難を示す軽度の発達障がいと疑われる小学生に対する対応についてであります。障がいのある子どもやその保護者にとって、市町村は身近な相談窓口となり、障がいのある子どもやその保護者の多様なニーズに応えられるよう一貫した相談、支援の推進に努めることが大切であると考えます。

また、相談者が必要とする適切な対応を行うためには、課題の本質、性質を分析し、合理的、客観的な観点から最善の支援を検討する必要があります。そのため、子どもがどのように感じながら日々学校生活を送っているのかということだけではなく、家族関係、集団生活への適応等の心理面や身体的診断、精神医学的診断等の医学面、家族の置かれた状況等の社会面、家庭や学校における行動等の行動面などについて、各機関、専門家の持っている情報、知見を統合し、相談者の全体像をつくるのが大切であると考えます。

このため、市町村においては、実際に相談支援に当たる関係機関や、専門家からなる支援チームを組織することが重要であるとされております。支援チームは、各機関が実施している各種の相談、支援の機能について、相互理解を基礎として、各相談者について総合的な評価が行われるよう情報の共有化を図りながら、障がいのある子どもや保護者の相談に応じ、適切な関係機関に引き継ぐことができるよう必要な連携方策を講じていくことが求められます。

本教育委員会においても、以前より特別支援教育全般にかかわる専門家チームという名称によって組織し、町内全ての幼稚園、保育所、小中学校への定期巡回相談及び随時相談、研修や検査の実施を行っております。

専門家チームの構成についてですが、前精神科医、臨床心理士、特別支援学校教諭、保健センター職員、教育委員会指導主事の5名によって構成され、医療、心理、特別支援教育、保健、教育行政の立場から、気になる幼児、児童生徒及び教職員、保護者への対応、指導、助言を行っているところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

前向きなご答弁もありますし、もう少し強くみんなで連携してもらいたいところが多々あり

ます。そして、この件について私も何回も何回も質問して、なかなか進まないところでもありますし、今回はまた違った角度からということでございます。

それでは、再質問させていただきます。

年に子ども達が50人から60人ぐらいしか出生していないこの町で、主要施策成果報告書の中の51ページをご覧になっていただけますでしょうか。51ページから52ページというところで、1歳6カ月の健診検査、2歳6カ月健康検査、そして52ページの3歳児健康検査というふうな実績報告書が出ております。それで、お伺いいたします。

52ページの3歳児健診のところの表を見て、この表に対象者は61人と、それから身体的傾向、要指導及び要精密検査というふうなところで、こういう人数が出ているのですが、このことについて、ちょっとこの表のことについて、結果報告で説明をしていただきたいのですが、よろしくお願ひします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

3歳児健康診査ということで、保健センターで健診を、各機関で健診を行っていただいて、その中で特に再検査等必要があった場合に、要精密ということでまた受けていただいているという状況の計算になっていると考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それは、私もわかります。そして延べ人数です。その結果を当局はどう捉えていますかということでございます。先ほど町長からのご答弁もありましたけれども、担当課としては、私はこの数字を見てびっくりしたわけです。やっぱり60人中47人です、3歳児で。延べ人数ですけども、そこでその要する人が39名もいるということで、半分というふうに捉えてよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

確かに、この数字に出ているとおりでと思いますので、そのように捉えて結構だと思います。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

結構でございますではなくて、それをどのように対策をとってこれからやっていくかということをお私に質問しているわけですので、これを何らかの対策をとってもらいたいし、そしてこの検査表を見ると、身体的よりも精神面の人数がすごく多いわけです。これを教育委員会、それから保健センター、半分ですよ、この辺のところを今後、本当に手厚く支援していきなり、対策をとっていかないと、こういう子ども達が将来的に非常に不安を考へるのですが、その辺は何とも考

えていないかどうかということを知りたいわけですので、数字のとおりですというのは答弁にならないので、きちっと答えてください。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

身体面では、そのお子さん個人に合った形での、保護者の方を含めまして相談もやっておりますし、それから精神面でも、各種健診のときにはアンケート調査をして、その保護者の方がどういふ面での不安を抱えているかとか、そういうものを把握しながら対応しております。

特に、1のク、それから2のク、3歳児と、育児に不安があるかというアンケートについては、3割の保護者の方が不安があると答えております。そこら辺も含めて、主任児童員とも連携しながら、そして、あと場合によっては民生委員とも連携しながら、家庭訪問などしながら不安の解消に努めるように対応しております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

管轄が違ふと言われるのかもしれませんが、教育長、この数字を見てどうお考えでございましょうか。どういう認識とお話してください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

精神面についての要精密の子たちの数がかかなり多いと、全体の中でも約半数ぐらいにわたっているという、その事実については、そのとおり受け止めざるを得ないというふうに思いますが、それについてどのようにケアしたり、あるいはサポートしていくかということが、行政としての大きな課題かなというふうに思います。

それで3歳児ではありませんけれども、小学校の実態を申し上げたいと思いますが、いわゆる特別支援学級に入っていない、通常学級でもって支援が必要とする子がどのくらいいるかということですが、平泉小学校を例にとりますと、通常学級、全校で274名中27名というふうにカウントを学校でしております。つまり議員おっしゃるように約1割、9.85%ですから約1割の子が支援を必要とするという、そういう実態にあるということでもあります。

そうしたことを踏まえて、支援員の数というふうなことが要望として出てきているというふうなことでありますし、それに対して委員会としては、財政の問題がありますけれども、それに応じた支援員の配置をしているというふうな実態にあるということでもあります。

2つ目ではありますが、先ほども申しましたけれども、そうした子ども達に対して学校現場をどう支えるかという、そういう視点から、先ほど申しました専門家チームを組織して、保育所から中学校まで定期的には年2回、巡回指導という形で入って、本人あるいは教職員、それから保護者、そういった方々の相談に応じているというふうなことであります。

具体的に、そのメンバーでありますけれども、繰り返しになりますが、前南光病院の精神科医、現在カウンセリングオフィスを主宰しています精神科医、それから臨床心理士で本町の特別支援コーディネーターをいただいている方、それから清明支援の教諭、そして保健センターの職員、そして指導主事ということで、さまざまな場面から、さまざまな角度からそういった支援がどうできるかというふうなことで動いていただいているというふうなことであります。

加えて、では特別支援に携わっている支援員、当然これは非常勤といいますか、いわゆる常勤の教諭ではないわけではありますが、そういった方々に対して研修会を持っているというふうなこともあります。例年、年度途中、5月の段階でありますけれども、全員集まっていたいただいて、そしてグループ分けをして、支援上の課題や悩みということで助言者を交えながら話し合いをして、そして現場に帰って、またそれを活用していただくというふうな取り組みをしているというところがございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、もう少し保健センターにも聞きたいところがあるのですが、教育長から今、いろいろと配置についてのお話がされましたので、教育長のほうに、ちょっと順番が違ってくるかと思えますけれども。配置をしているというチームがあるということですが、教育長も現場をずっと長くお勤めになられたことだから、こういう障がいを持ったり、そういう支援をするというのは、就学してからではなくて就学前ということが必要ではないかと。

報告書やら、平成28年度の事務評価というのですか、そういうのを見ますと、学校においては1人ぐらいずつ特別支援員がどんどん増えていきますし、1人ずつであっても、これをのべつなくその相談支援チームの中で、さあどうしましょうかというところで、支援員を増やしていくことがいいことではないし、手厚いことではあるかもしれないけれども、ある反面からすると、もっと早くに手を打っておけば、学校支援員が減少するという可能性だってあるのではないかとこのように思うので、町長のほうにも答弁しましたが、教育委員会と保健センターと町民福祉課とで、いつも私が言うのですが、その子ども達のためにも、障がいを持つ、持たないを別としても、やっぱり家庭相談支援員という、そういう委員を設置して、学校の支援員ではなくて、家庭相談支援員を増やして、発達障がいとひとくくりにするの大変ですけれども、いろいろな障がいがあるのですが、通称発達障がいといいますと、親と視線が合わない子ども、呼びかけに反応しない、それから急に大きい声でどなり出す、動き回る、はね回る、落ち着かなくなってくるのです。突然泣き出すと、とてもとても育てにくいという症状を持っているわけです。

だから、そういう知識を持っていない家族や親は、本当に困惑するわけです。それを早目に手当てをしてあげれば、学校に上がってからでは、早くに、幼稚園の段階にわかっているのではないかと思います。今言ったような、私は思うのですが、教育長その辺、早期に家庭相談員、町長は前向きに検討するという話でございましたが、教育委員会等でもその辺のところはど

のようにお考えなのか、ご答弁をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

現在、まだその家庭教育相談員ですか、そういったようなことの組織を立ち上げてというふうなことまでは、教育委員会としては考えておりませんでした。ただ、おっしゃられるように就学前、あるいは幼稚園、保育所に入る段階の中で、さまざまな子どもの障がいとか、あるいは多動だとか、さまざまな行動面での問題があるというふうなことを把握しながら、それを引き継いでいくと、段階段階で引き継いでいくということは、大変大事なことであろうというふうに思っていますので、そういったいわゆる総合的な組織をつくるというふうなことについては、必要ではないかなというふうに思っているところであります。

それで答弁終わりですが、一言だけ付け加えさせていただきますが、特別支援員をどんどん増やせばいいということではないだろうと、そのとおりでと思いますけれども、必要に迫られて、学校では通常学級でそういう子ども達が増えれば増えるほど、いわゆる通常の指導が担任1人ではできなくなるという状況もあるということで、例えば教室から飛び出していくとかというふうなこともあるわけでありまして、そういったようなときにサポートがいるということが、担任は自分の中心となる、いわゆる学習なり教育ができるというふうなことになるわけでありまして、そういう意味では非常に助かっているということは、実態としてあるということは、押さえておきたいものだというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

特別支援員を、言葉の表現が悪かったのだと思いますが、そのぐらい年々増えているということは、やっぱりなぜ飛び出すかということ。小さいうちに、幼稚園や保育園、そして家庭内にいる、その子ども達に適応できることを理解してあげて、子どもも学習していきます。だからそういう意味では、学校特別支援員と同じような形で、いつも教育委員会に質問すると、財政問題です、予算問題ですと言いますが、子どもの教育のことについては、やっぱり予算をきっちり獲得して、そして対応してもらいたいというふうに思うのでございます。

その辺も町長のほうでの予算でしょうし、そのこと1つと、もう1つです。今、教育長がお話したように、幼稚園、保育園のところでも早期に発見して、そしてそういう支援をしていくのは理想であろうということで、実は、この成果表にまた戻りますけれども、そういう意味で平成27年度には年中教室ということで、幼稚園、保育園、そして町外の子ども達と、その検査の結果、検査が必要ですねと、指導助言が必要ですねという子ども達を対象にででしょうか、そういう年中児教室というのがあって、これはとてもいいことだなと。そして、この段階で家庭指導員が入って行って支援していけば、小学校前のということで、親の認識も新たになるのではないかな。

ここも、ただただこうですよ、こうですよというだけではなくて、学校に入るためにはこういうところを改善していったほうがいいですねということで、とても親に納得という言葉がいいかどうかはわかりませんが、理解してもらえる教室だったのではないかなというふうに思って、実は通告する前は平成27年度のを見ていました。平成28年の成果表を見ましたら、年中児相談というふうになってきているのです。なぜこれが、そして相談者たった3人です。平成27年度はそういう疑われるし、気をつけたほうがいいなという、その検査の結果、そういう人たちに対応して、就学前の子ども達、親にも話ししているのに、これはいいことだと思うのですが、なぜ平成28年度は年中児相談というふうに変更して、この年中児教室ができなかったのか、その辺のところをお伺いしたいのです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

議員ご指摘のとおり、平成28年度は年中児相談ということで、相談者3名ということになっていますが、以前は年中児教室ということで、就学前のお子さんを対象に教室を設けたことがありましたが、いずれにしても施設に通っているお子さんでありますので、どうしてもそこら辺の出席のこととか、なかなか調整が難しいということで、相談があるというか、希望をとりまして、保護者の方に、やはり相談が必要な方のみに対応させていただくということで、変更して対応したところであります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それは、親が気付かないでいることなのか、職員、担当課が大変だということなのか、きょう幼稚園、それから保育園の所長さんたちがおいでになっていますが、このところについての見解は、各所長さん方、どのような見解をお持ちでございましょうか。

議長（佐藤孝悟君）

佐藤平泉保育所兼平泉幼稚園長。

平泉保育所長兼平泉幼稚園長（佐藤京子君）

子ども達の発達につままして、幼稚園であれば3歳児から、あとは保育所であれば0歳児から入園をされて、先生方と、あと先ほどお話がありました専門家チームと、それから保健センターの健診等で、いろいろ子ども達とのかかわりというのがございます。その中で、気にかかるようなお子さんだったり、気にかかるご家庭であれば、そこはそれぞれの担当のところにかかわりを持って、話し合いをしながら援助していくというような形をとっておりますので、4歳児の年中教室におきましては、ちょっと2年ほど継続して行ってみたのですが、私たちも初めての取り組みでございましたので、まず取り組んでみて、その成果というものを話し合いをしまして、もしかすると子ども達が余計に、過剰に反応してしまいまして、できることもできなかつたりとか、保護者の方もその場で判断といいますか、ここがまだ発達年齢に達していないとか、そういった

ことをその場でお話しされると、ちょっと余計な不安を与えてしまうのかなというようなことも懸念されましたので、であれば日常の保育の中で、幼稚園、保育所においても、個人面談等を行い、対応はしておりますので、その中で進めていけばいいのかなということで、またその年中児教室という形ではなく、現在のような形で相談ということで進めているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

過剰な反応がするからということで、そうすると職員同士の、親御さんや子どもにとっては、そういう相談をどう話しかけるか、どういうタイミングをするかということに問題があるわけですね。要するに職員側、施設側での対応の仕方と、保健センターの職員が行って、そこら辺、親御さんに声をかける、その過剰な反応というよりも、その持ち方に問題があるのではないですか。

だからやっぱりこういう、よその市町村でも、私まだ調査していないのですが、一般的には5歳児健診とか4歳児健診とって、そういうのを随分画期的に、やっぱりどの市町村でも発達障がいの子どもの数が増えてきているので、たぶんそこら辺でちゃんとできていれば、学校支援員のところでも飛び出る子どもがいなかったり、ある程度そこら辺で支援されていって落ちついてくるのではないかと思うのですが、職員たちが大変かもしれないけれども、その辺のところは、やっぱり親御さんや子ども達のために少し努力して、そして子ども達が施設環境の中でも対応できるような形はとれないものなのではないでしょうか。

そういうところで、やっぱり家庭支援員ということは、私はすごく大事だと思いますが、それでは園長、その家庭相談支援員という支援員は必要とお考えでございますか。今までどおりの形でいいかというふうにお考えですか。ちょっと見解をお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

佐藤平泉保育所兼平泉幼稚園長。

平泉保育所長兼平泉幼稚園長（佐藤京子君）

今、お話しいただいた家庭相談支援員というその立場といいますか、どこまでどのような形のものなのか、私自身があまり勉強していないので、ちょっとわからないのですが、家庭相談支援員の役割も、幼稚園等では先生方は意識して接しているところでございますし、あとはやはりその辺については保健センターとか、教育委員会、町民福祉課と関係機関とで話し合いをしながら、どのように対応していいかということは相談をしながら、今進んでいるところではございますし、幼稚園、保育所、その現場におきましても、特別支援については、先生方非常に勉強をされておりますし、幼稚園においては担当職員を決めて、今年度においてはスムーズに学校に進めるようにということで対応はしておりますし、保護者に対してもそういったところは適切など言い切れるかどうか、ちょっと私自身は不安ではございますけれども、対応はしているところでございます。

ですので、家庭相談支援員という、どういう形がいいのかはちょっとわかりませんが、

必要ではあるのかなとは思いますが。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

はい、そうです。どういう形にするか、どういう方法ですかというのは、当局でやっぱり子ども達のことを考えてやっていただきたいので、どういうふうなのかではなくて、自分たちでこういう子ども達が増えているという、合成化学物質ということが多く出てきている中で、生活環境が一変してきているということなのです。消臭剤、それから洗剤、ああいう化学物質によって過敏に反応しているという子ども達が急に増えてきているのです。そういうデータを出している脳科学者だったり、小児科の先生たちがいっぱいいます。

だから、そういう子ども達に対して、支援員がどういう形で入ったらいいか、情報提供もしてくれるという話でございますので、テレビでやっているから安心ではないのです。今、テレビ物すごいですよ、消臭剤と洗剤の。あのにおいで保育園の先生たちや学校の先生たちは、あれで頭の中がぼうっとしてしまうというくらい過敏な先生もいるということでございます。だから、そういうところを当局も認識しながら、生活改善をするような形を持っていった指導もしてほしいということを願います。

では、次に質問を移したいと思います。

イベントの事業内容についてでございます。

イベントの話になりますが、この趣旨はどういうことですかということを、当局にお話ししましたら、地域住民の実現と目的の活動を達成するために、活動団体同士の連携や、協働の取り組みで地域住民の声を集約して、みんなで実践する取り組みなどがありますというふうなことであります。

それで、とてもこの交付金は使い勝手のいいことで、私もこれは何回か使わせてもらって、そして住民というリーダーの育成にもなるのではないかなというふうに思っております、とてもいい補助金で、私も利用させてもらっているのですが、後半のほうに婦人団体の一体感があるというようなことが出ておまして、実はこれもいかがなものかなというところで、私もすごくちゅうちょしたところなのですが、この目的に、今回の婦人団体の野村美菜さんの平泉音頭ということの交付金について、どんな経緯があったのかお話しいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

野村美菜さんの平泉音頭についてでございますが、これは昨年だったと思っておりますが、この歌を1月に発売するということでしたが、私たちも歌詞等を見たところ、非常に平泉のさまざまな四季折々の事業が全部反映されておるといって歌でございます、これはぜひとも、やっぱりこの歌がヒットすることによって、平泉町の非常に宣伝にもなるということで、これは町としてというよりも、個人の集まりとして皆さんで応援していくべきだろうという形で考えたところでござい

ました。

それで、ことしになりましてから、これは平泉町にとって非常にいい歌なので、観光大使もお願いしようという形になったところでございます。

それで、その歌が、1月だったかと思えますけれども発売されてから、やはりみんなでこれらはいいい歌なので、ぜひとも、先ほど町長からも答弁いたしました、ちょうど昨年、新たに浴衣を新調して新たな踊りも覚えたところで非常に負担にはなるのですが、これはぜひとも皆さんで新たに歌って踊ってもらったらいかがだろうかという経緯がございまして、町婦協の方々にもお話ししたところでございました。

それで、そうなったところ、当初はももとの振りつけでも歌には合うので、負担は少ないのではないかということでしたが、新しい音頭であれば、新しい振りつけをしたほうがいいのではないかという提案をいただきまして、その振りつけをつくる、今度はその費用がないということで、それであればまちづくり交付金が使えますよということでご紹介したところでした。

さらにその後、それであれば次には、今度は野村美菜さんに来ていただいて、そこで生で歌ってもらったところで踊ればという話に発展してきまして、このたびの事業になったというところでございます。

先ほど町長が申し上げたとおりでございまして、ご婦人の皆様には家事等で忙しいところ、非常に負担になったという声もお聞きしておりますが、結果論かもしれませんが、非常に皆様頑張っていたことによりまして、非常に一体感が生まれたというようなことのご報告もいただきしておりますし、私たち見ているほうも、神輿会の皆様と一緒に踊るというような形で、非常に大きな輪が生まれたものではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

担当課の課長が今お話しされましたけれども、実はその話されていること自体が、大体の方々からは非常に不満がありました。ということは、ここでこういうことを言っているかどうかはわかりませんが、団体が自主的にやったのではないと。当局がこういうことがあると、今課長が話したことがあるので、どうか何とかやってくれないかということで、お金もこういうことなので、文書も何も全部こちらのほうで手配するというので、ハンコ1つだけでいいということをおっしゃったということが情報として入っております。そういうことで本当によろしいのでございませうか。

それで、目的に合う交付金の申請の仕方ではないのではないかなというふうに思いますが、その辺の考えはどうですか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員のおっしゃることは、若干ニュアンスが違うところがあるかと思いますが、実質的に、主体的にこちらから話を持っていったというのは事実でございますが、向こうでもこれはやってみたいということでありました。ただ、今おっしゃるとおり、事務的な補助をお願いしたいと言われたことはありましたので、文書等はこちらでもお手伝いはしたということはあるかもしれませんが、これはあくまでも地域でやっていただくという形で行ったものでございます。

ご指摘のとおり、なかなか事務手続が難しいということなどがある場合には、こちらでは今回の場合に限らず、文書等についてはこういうふうに書いたほうがいいですよとかいうご指導はしておるところでございまして、その延長線であったかなというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、そのお互いの認識の見解が違うということで、ここで問答して5分の時間は無駄になりますので、いずれあまりいい形ではなかったということだけは、わかっていたきたいと思います。

やっぱり、自主的にその文書の書き方も、若者だったり地域の人たちを育成するための表現、文書の書き方はこういうことですよということで、やっぱり育成していくことだと思いますので、ちょっと最初に聞いたときは、それは今はやりの、国ではやっている村度みたいな形に聞こえてきましたので、やっぱりそういうことは、上からこういうことだということではなくて、まだ言いたいところはあるのでございますけれども、今回こういうことがあったということは、今後気をつけて、団体のほうでもどういふ話の内容だったか、よく私も聞き取ったし、文書ももらっているわけです。

だから、自分が過去やってきた団体でございますので、足かせにそのようにして利用されるようなのではまずいのではないかと、自主的にやっぱり自分たちがきちっと言っていく、そして今まで踊っていた踊りも含めて踊るのであれば参加もいいけれども、これだけだというふうな形で、そして、観光大使になっていけば、出演料というのはどのような形なのか、それを最後に聞いて終わりにしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

このたびの報告書を確認いたしましたけれども、出演料も20万円ほどだったと思いますけれども計上されております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

観光大使だったら、もう少し安くお願いできるのではなかったのですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

観光大使だからただでいいとか、もう少し安くなればいいというのは、ちょっとその辺の単価に関しての判断というのは、ちょっとこちらで基準を持ち合わせておりませんのでわかりませんが、一応、交付金の中でも範囲内、で妥当だったのではないかというふうには考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

この補助金についての申請の仕方についても十分、やっぱり担当課だけのもののやり方でなくて、住民の考え方とか育成するというのを、十分に考えていただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

これで、寺崎敏子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告6番、高橋拓生議員、登壇質問願います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

通告6番、高橋拓生でございます。

それでは、さきに通告させていただきました2題について質問させていただきます。

1番、町内通学路の安全対策について町長と教育長にお伺いいたします。

さきの6月会議の一般質問においての答弁で、通学路の安全を確保する観点から、平成27年に策定した平泉町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全向上を図っていくとの答弁をいただきました。今議会においてはその内容についてお聞きしたいと思います。

（1）通学路安全対策プログラムによる合同点検の実施状況についてお伺いいたします。

（2）通学路に対する街灯・防犯灯の設置計画についてお伺いいたします。

次に、大きな2番の農業委員会法改正に伴う対応について町長にお伺いいたします。

全国的に農業者が減少し、農地の遊休化が進む中、担い手に農地を集約する農地利用の最適化が法令の必須事務となりました。今後、農業委員、推進委員の連携を図りながら、目に見える成果を出していかなければならないと思われまます。

それでは、質問に入ります。

(1) 本町での「農地利用の最適化」対策についてお伺いいたします。

(2) 法改正に伴う農業委員、推進委員それぞれの役割と期待される効果についてお伺いいたします。

以上の内容につきましてご答弁よろしくお願ひいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

高橋拓生議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、町内通学路の安全対策についてのご質問の通学路安全対策プログラムによる合同点検の実施状況について伺うことについてのご質問につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせます。

私からは通学路に対する街灯・防犯灯の設置計画について伺うことについてのご質問にお答えをいたします。

防犯灯の設置につきましては、各行政区内の防犯灯設置要望を区長にご報告していただいているほか、各小中学校からの要望等も踏まえ、現地確認を行い、予算の範囲内で順次設置しております。今後も地域や小中学校の要望を適切に把握しながら、地域住民及び児童生徒の夜間通行時の安全の確保と犯罪の抑止に努め、安心・安全なまちづくりを推進してまいりたいと思います。

次に、農業委員会法の改正に伴う対応についてのご質問、本町での「農地利用の最適化」対策について伺うことのご質問にお答えをいたします。

農業委員会はこれまで農地の所有権移転や賃貸借、転用の許可という農地法等によりその権限に属した事項を必須業務としてきました。法改正によりこれまで任意業務であった担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進を加えたものが、ご質問の農地等の利用の最適化となります。したがって、いかにして農地を担い手に集積するか、耕作放棄地の発生防止と解消を行うか、さらには新規就農者を受け入れていくかということになります。これまでのように農家単位ではなく、地域単位での取り組みが重要となるため、地域での話し合いが大事であることから、農地利用最適化推進委員を中心に地域での話し合いを進め、その中でその地域に合った対策を関係機関とともに講じていく考えであります。

次に、法改正に伴う農業委員、推進委員それぞれの役割と期待される効果について伺うことのご質問にお答えをいたします。

(1) で述べた農地利用の最適化対策について、その推進に関する指針を農業委員会が現地の状況を把握している農地利用最適化推進委員の意見を聞きながら議論し策定していくこととなります。当町の実情を踏まえた中で、農地利用の最適化をどのように進めていくのか、具体的なビジョンを示していくこととなります。そして、策定された農地利用の最適化の推進に関する指針に基づき、各地区の農地利用最適化推進委員が利用調整や話し合いの場の設定などの現場活動を行い、農家の悩みや地域農業に関する課題の解決を地域で取り組むことにより、農地利用の最適化が少しずつ図られていくものと期待しているところであります。

また、農地利用最適化推進委員の活動により、農業委員会が最適化のための施策の改善が必要と判断した場合は、関係行政機関へ対して施策の改善意見を提出することができますので、農家の要望に沿ったより細やかな農業振興の推進を図ることが期待される効果として挙げられます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

通学路安全対策プログラムによる合同点検の実施状況についてのご質問にお答えをいたします。

通学路安全対策プログラムによる合同点検の実施状況についてですが、8月1日に平泉小学校区、8月3日に長島小学校区にて各小学校及び平泉中学校担当者、各駐在所員、スクールガードリーダー、道路管理者等役場関係職員参加のもと合同点検を行いました。

はじめに、平泉小学校区の合同点検については5カ所点検確認を行いました。1、主要地方道平泉巖美溪線高速道ボックスの西側、両側側道に街灯が欲しいという要望については、総務課へ連絡をし、対応を検討しているところであります。2、新井田地内ファミリーマートの十字路付近の町道にて枝が張り出していることについては、建設水道課から所有者へ連絡を行うという対応となりました。3、町民温泉前から公民館へ行く途中の十字路の見通しが悪いということについては、学校から危険について周知するという対応でございます。4、旧国道4号の旧ほっかほっか亭前の十字路に横断歩道が欲しいという要望については、その付近の前後に横断歩道があるため、設置は難しいという見解であります。5、月見坂下のらら・いわて前の横断歩道は、交通量が多く危険であるということについては、学校側で保護者や児童生徒に注意喚起を行うこととしました。

次に、長島小学校区の合同点検については7カ所点検確認を行いました。1、野田交差点が坂道曲がり角で見通しが悪く、横断歩道を渡る際に危険であるということについては、今年度、県による減速マークを設置済みですが、学校から保護者や子どもにさらなる注意喚起を行うこととしております。2、七曲交差点において坂道でねじれた交差点であることから、冬場凍結時の事故が起きやすいという件については、例年どおり早朝に融雪剤を散布するよう県へ要望することとしました。3、同じく七曲交差点において、交差点から長島体育館へ行く歩道がなく危険であるということについては、地域懇談会でも話題に出され、8月23日開催の平泉町からの県要望の際に要望を実施しております。4、長島駐在所北側の曲がり角に木があり、歩道の反対側ではあるが見通しが悪いということについては、保護者や子どもに注意喚起を行うこととしております。5、14区公民館前、町道赤羽根線沿いに街灯がなく暗いということについては、総務課で対応を検討しているところであります。6、陸中箱石停留所付近において、児童が横断する際、横断歩道がなく危険であるという件については、例年要望をしている場所ですが、改めて町民福祉課のほうで交通安全施設として要望してもらう方向で動いております。7、長島小学校から桜木商店に向かう途中、道路上に水がたまっているというご指摘については、排水溝に枯れ草などが詰まっていることが原因であり、現在、スクールガードリーダーが除去することで対応しております。

今後も通学路の状況について適宜確認を行い、安全を確保、維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

それでは、大きな1番の再質問、町内通学路の安全対策についての質問に入りたいと思います。

今年度の通学路安全対策プログラムの合同点検を8月上旬に平泉小学校区5カ所、長島小学校区7カ所、計12カ所で関係者で合同点検をされたということを説明を受けましたけれども、これは平成27年に策定して以来、毎年合同点検は行われていますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

通学路交通安全プログラム、平成27年6月に作成しておりますが、それらに基づきまして毎年実施をしているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

新聞報道でありましたけれども、ある町の新聞記事が載っておりましたけれども、平成27年に策定して以来3年ぶりに初めて実施したということが書いてありました。平泉町は毎年やられているということで、非常にありがたいことなのですけれども、そちらのほうでは3年に一度今後とも開催していくということですが、平泉町は毎年開催していただいているということで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、6月会議で私が取り上げました中学校線の街灯・防犯灯の設置についてですが、最近現地を見にいったところ、旧国道4号線の下ボックストンネル付近の下の東、LEDの街灯が設置されておりました。あと、国道4号線のバイパスの合流点にある街灯がしばらくついておりませんでしたけれども、8月ごろからはついておりましたので、その部分について改善していただいたのでしょうか。お伺ひいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ボックスの付近の防犯灯につきましては設置させていただいておりますし、あと、バイパス4号からの基点部の関係については、確認してございませんでしたけれども、そこについては、道路照明だったのでしょうか、それとも防犯灯だったのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

オレンジ色の街灯だったと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

その箇所につきましては、道路管理者である国土交通省で修理したものというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

6月に要望等をさせていただきまして、中学校の入り口とバイパスの手前に白い街灯がある2つだけでしたけれども、今回ボックストンネルのところにLEDを設置していただいて、タイミングよくバイパスのほうもオレンジの街灯が修理されましたので、計4つとなったわけですので、大変ありがたいと思っております。

続きまして、同じく6月会議に取り上げました県道相川平泉線の歩道の雑草の要望をさせていただきましたが、ご答弁の中で「早急に県への要望をする」という話がありました。しかし、県道の南側の一部はアグリ平泉で、傾斜地と一緒にやっていただきまして、一部が議会で早朝の草刈りをしたということ、6月ぐらいだったと思いますが、通学路の実際の雑草の除草が終わったのが、約2カ月後の夏休みに入った7月下旬のころだったと思いますけれども、もう少しスピーディーな対応を県に要望していただいて、対応していただくことはできないのでしょうか。お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

例年に比べますと、県から町に委託されまして、町で業者に再委託するというところでやっておりますが、ことしにつきましては、県の担当者がか変わったということで例年に比べて1カ月近く町への発注が遅れてございます。それで、現場の作業が遅れたという状況でございます。来年度につきましても、いずれ同じ形で発注されるのであれば、早目の発注をとすることを要望していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

県道相川平泉線は毎年のことだと思いますので、その部分に対して検討していただいて、早目の対応をしていただきたいと思います。

続きまして、町長にお聞きしたいと思っておりますけれども、先ほど教育長の答弁の中で、長島小学校区の中の野田交差点が坂道で曲がり角、見通しが悪くて危険であるということであり、県が減

速のマークを設置して危険箇所を注意喚起をしていくというご説明と、あと七曲の交差点の坂道でねじれた交差点であるために、冬期間が事故が起きやすいという部分に対しまして、早目に融雪剤の早期の散布をお願いしたいということを説明いただきましたけれども、あともう一つ、七曲の交差点から長島体育館への歩道がないので、引き続き県へ要望していくというご説明いただきました。相当昔からあの部分、その2カ所の分に関しましては問題箇所でありまして、事故も何度か起きておりますので、根本的な改善策が必要と思われまして、昔の計画として、県道一関平泉線の16区公民館付近から山王の和田商店の南側のあたりに対して道路の移設計画とか改修計画があったように思われます。現状の計画とか今の進捗状況をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまの質問にお答えをいたしますが、今ご指摘あった部分は、ここ数年ずっといろいろな地域でも課題になっておりまして、また、今回の地域懇談会等でも何か所かでやはり要望が出ている、そういう内容であります。町としても従来、最後にご質問もありましたが、相川線の改良も含めながら、一関北上線、七曲付近から山王のほうまで向かうあの路線ですが、いずれ今、県にもずっと要望をしている路線であります。まさしく距離と勾配はもうあの区間で実施すること、大変困難というふうに思っております。現在、路線も含めながら早急な改良をということで要望をいたしております。先般の県要望においても、議会のほうからも、特に県に対しても要望をいただいたところでありますけれども、特に一関北上線については、今、県からお話受けているのは、柵ノ瀬橋の上部工が今、本年度進めておりますけれども、全体的な道路の図面も引きながら、その後に検討していただきたいということで、いずれ今までの、総会が毎年行われますけれども、その中でも私自身も県に対して、推進協議会に対しても重点的に要望をしているところであります。そういった意味では、七曲の交差点から長島体育館に向かう、当然その北側に歩道がないということなのですが、現在、南側には歩道があります。そうするため、1回交差点を南へ渡って、そして上がって、小学校のほうに上がっていくという、そういうことになりますけれども、そういった時点での安全確保もしながら、当面はそれで、現実的な話です、やらせていただいて、いずれ路線については根本的な改良が必要だという認識で行動をとっているということになります。

以上になります。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

はい、ありがとうございます。引き続き対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

今後におきましても、通学路安全対策ということですので、先ほどもお話ししましたけれども、合同点検を実施していただきまして、教育委員会とかそれぞれの担当部署と連携を図っていただきまして、通学路の安全性をより向上させていただきたいと思ひます。

それでは、大きな2番のほうの再質問に移りたいと思います。

農業委員会法の改正に伴う対応についてということですが、議会のほうで、全員協議会のほうで農業委員の説明と議決をしたということですが、推進委員の選定基準ということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

推進委員につきましては、公募を原則としまして、各地区から推薦をする形をとっております。地域農業に精通した方、あるいは地域の農業に取りまとめ等をして中心にご尽力をいただいている方を中心にしながら、公募をいただいた中から選考委員会を開いて決定しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

今回の概要を見ても、農業推進委員の役割ということが非常に大事だというふうに先ほど答弁いただきましたけれども、農地利用の最適化に向けて人・農地プランがつくられていると思いますが、推進委員と農業者との話し合いが地域の問題に解決することに大きく寄与すると思われる。推進委員に対する事前研修などはどのように行っていますでしょうか。そのことについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

最適化推進委員につきましては、任期は農業委員と同じというふうなことですけれども、7月20日から3年間ということですが、7月末に第1回の最適化推進委員の会議を開きまして、その委員の役割、あるいは任務、どういったことをやっていくのかといったあたりを手引き等、あるいは関係法令等を使って説明しておりますけれども、あとその後、8月に入って県の農業会議というところがありますが、各市町村の新任の農業委員と最適化推進委員の方々を対象にした研修、こちらに参加していただいております。それから、8月中旬にはブロック別研修ということで、奥州市のほうでさらに実例等を踏まえた研修等を行っておりますし、あと本日とあす、東北・北海道の地域活性化フォーラムというのがありまして、これは県内のみならず東北・北海道の方々が集まって、そこでの事例の研究とか、そういったところで研修をしていただいで、今後に生かしていただくというふうなところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

新しい改正法の中で、農地利用の状況調査が重要なポイントになると思われませんが、遊休農地

所有者の意向把握は書面などで終わらせずに、農業者と面接して意向把握することが最も重要と考えております。そのことについてお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

議員おっしゃるとおり、直接農家の方々とお会いして意向を把握することはもちろん、最も最適な方法だと思います。現実的には年に一度の調査においては、まずは書面、現地調査をした上で、そういった耕作されていない農地、そういったものを対象に意向調査をしておりますけれども、ことしから最適化推進委員の方々に地域に入っていただくということで、書面でも回答いただけない場合等もありますので、そういったときには積極的に中に入っていただいて、対応していただくということも可能だというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

次に、平泉町には昨年度から始まりました勧告遊休農地として課税強化の対象農地はということですが、課税農地はあるのでしょうか。お聞かせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

法改正によりまして、平成29年1月1日現在の状況において、耕作されていないというふうな農地につきましては対象になるわけですが、意向調査の結果を踏まえて、そういった農地につきましては、該当する所有者の方に再度通知をして、場合によっては農業委員会のほうに来ていただいておりますけれども、そういったことで自らできないという方の場合には、地域の近所の方々に対応、貸すことはできるかとか、あるいは県にあります中間管理機構、そちらのほうに貸す意向はあるかというふうなことを調査して、近いところがない、貸す、借りる方がいないという場合につきましては中間管理機構のほうに貸すというふうな意向を確認しておりますので、今のところは該当は当町ではありません。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

今ないということでしたけれども、課税強化の対象農地としないためにも推進委員の個別訪問は欠かせないことだと考えます。農業委員と推進委員が1つのチームをつくり、常に連携して体制をつくるのが望ましいと考えますが、その部分についてお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

議員おっしゃるとおり、農業委員と最適化推進委員、連携しながら地域に入っていくということは非常に大事になってくると思います。ことしにつきましては、事前調査を8月末までに今、最適化推進委員の方々にやっていただきまして、9月11日から10日間で調査をしていきますけれども、場合によっては農家のほうにお邪魔するなり、そういったことで意向を確認するという、先ほども申し上げましたけれども、そういったことによっていくらかでもそういった耕作放棄地解消に向けた取り組みは、なお重要になってくるというふうに認識してございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

私の席の前に農業委員会の会長、いつも座っておりますけれども、新しい法制度ということで、会長のほうからも、例えば最も重要な部分だとか、大切な部分とかありましたらお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉農業委員会会長。

農業委員会会長（千葉賢一君）

まずは6月会議におきまして議会の承認をいただき、7月20日に町長より任命をいただきまして、委員の互選によりまして会長となりました。今後3年間よろしく願いいたします。

局長の答弁と重複するところもあるかと思いますが、各地に最適化推進委員がおります。きめ細かな点検を行いまして、遊休農地、耕作放棄地の発生防止、またはその解消に努めていきたいと思っております。また、認定農業者等に農地の集積を進めるなど、農業委員、最適化推進委員とともに協力し合って進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

会長、ありがとうございます。

新しい法改正ということで非常に期待するところがあると思っておりますし、先ほど町長とか担当課長に説明いただきましたけれども、今ある農地を生かして守って残していくためにこの新制度が改正されたと私は思います。農地利用の最適化により平泉農業をよりよいものにしていただきたいと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋拓生議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

通告7番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

それでは、事前に通告してございます内容について申し上げさせていただきます。

大きく3点について通告をさせていただいておりますが、まず1つは、第4次行革プランの初年度が終わったわけでございますけれども、この初年度の取り組みの成果と課題が本日のマスコミで報道されておるわけでございますが、その中における自主財源の確保といわゆる効率的な行政経営の推進についてどのように今後取り組んでいくのかお聞かせいただきたいと。

2つ目は、旧長部小学校跡地の土地を社会福祉法人に土地無償貸与契約書の締結をもって貸し付けをしたわけでございますが、どうもこの跡地にあります第15行政区地縁団体が町から認可をされている保有資産があるわけでございますが、この保有資産の保全についてお伺いをします。

大きな2つ目は、本年5月1日に施行されました自転車活用推進法というのがあるわけでございます。これは、この法律を活用して、いわゆる観光行政なり、あるいは子ども達の安全教育なり、交通事故防止、そして災害時への対応などなど、14項目にわたって定められている法律なのですが、この推進法をいかした本町の安全とさらに魅力を高める自転車政策についてどのように考えるのかお伺いをしたい。

大きな3点目でございます。

ご案内のように、昨年の夏の参議院選挙から参政権が18歳に引き下げられました。これに伴ういわゆる投票立会人への青年層の採用について、積極的に取り組むべきではないかという立場から質問をさせていただいております。

2つ目は、昨夏の参議院選挙における本町の18歳、19歳の青年の男女の投票率を見ますと、芳しくございません。そういう意味からすれば、青年男女の投票率向上に向けた工夫というのが改めて求められているのではないかと。

こういうことからの質問を通告させていただきましたので、回答を求めたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

はじめに、最初の第4次行革プラン初年度における取り組みの成果と課題についてのご質問の自主財源の確保と効率的な行政経営の推進についてのご質問にお答えをいたします。

第4次行政改革プランは、新平泉町総合計画を着実に推進するため、効果的・効率的な行政経

営に計画的に取り組む指針として位置づけられた第4次行政改革大綱の具体的なプランとして、平成28年度から平成32年度までの5カ年を対象として平成28年3月に作成いたしました。

プラン初年度の平成28年度の実績は、7月に算定された平成28年度決算における経常収支比率の結果を含め、57の取り組み項目のうち49の実施で、達成率は86%となっております。未達成の項目は、会議内容の公表、各種団体の自立支援、政策評価の実施、工業団地の売却促進、経常収支比率の改善、企業誘致プロジェクトチームの活用の8項目であります。

次に、自主財源の確保についてのご質問でございますが、平成28年度には未利用地等の売却として、少子定住化住宅として売却いたしました旧泉屋住宅跡地や、国土交通省への払い下げ土地及び束稲土地改良区へ貸し付けしていた建物の売却を含めまして、財産売り払い収入が4,511万2,000円となりました。平成29年度以降も未利用地の売却を予定しており、引き続き歳入の確保に努めてまいります。

また、公用封筒、町広報、ホームページへの広告料徴収や視察等の情報提供料の徴収には継続してまいりますし、平成29年度においては手数料、使用料の見直しやふるさと納税の寄附金額の増対策として返礼品の種類の増、パンフレット作成、物産展等によるPR等により取り組むこととしております。

当町は保育料の抑制、町医療費助成事業の拡大等特にも少子化対策に取り組んでおり、今後、少子高齢化に伴い増大すると予想される需要に対応できるよう財源の確保に努めてまいります。

また、指定管理制度の導入や事務事業の委託による行政のスリム化や事務事業評価、政策評価による行政の効率化等に引き続き取り組んでまいります。

平成29年度は取り組みの実施状況等を把握し、進捗に遅れ等が見られる項目の課題を検証するなど、進行管理を適切に行ってまいります。

次に、旧長部小学校跡地の「土地無償貸付契約書」と保有資産の保全についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

旧長部小学校跡地につきましては、社会福祉法人寿憩会に事業の用途を考慮し、平成28年平泉町議会7月会議で議会の議決をいただき、土地無償貸付契約書を締結しております。また、土地無償貸付契約書の第7条により借り受け人である社会福祉法人寿憩会において、貸し付け地の維持、保全をしていただくこととなっております。

次に、2番の「自転車活用推進法」の施行に伴う本町の対応についてのご質問であります。自転車活用推進法をいかした、町の安全と魅力を高める自転車政策についてのご質問にお答えをいたします。

自転車活用推進法は、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進などを目的に、平成28年12月16日に成立し、平成29年5月1日に施行されました。国において自転車活用推進計画を策定し、都道府県及び市町村はその計画を勘案して、地域の実情に応じた推進計画を策定する努力義務が盛り込まれたところでございます。国では、自転車の活用推進に向けた有識者会議の第1回会合が8月8日に開催されたところであり、以後検討を重ね、平成30年4月から6月までに推進計画の最終案を取りまとめる予定だと伺っております。そ

の国の計画を受けて、県でも推進計画を策定するものと思われますので、国・県の推進計画を見極めながら、自転車活用推進法が町の施策とどのように結びつけたら法の趣旨と魅力的なまちづくりの有機的結合が図られるのか精査し、必要に応じて推進計画を作成したいと思えます。

次に、3番の参政権と投票立会人制度についてのご質問であります18歳、19歳の投票立会人への採用についてのご質問にお答えをいたします。

投票立会人でございますが、役割としましては、選挙の際に投票所で実際に投票に立ち会い、選挙が公正確実に行われているかを立ち会いしていただきます。平成27年の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、昨年7月に施行されました。第24回参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられた要件で実施されました。これにより住所要件等が合えば18歳から投票立会人に選任できることになりました。本町におきましては、投票立会人については、区長、民生委員を中心に選挙管理委員会において選任し、従事いただいているところであります。近隣自治体では、18歳から30歳までの年齢に絞り公募を行い、投票立会人を選任している自治体もございます。次回以降の選挙の中で青年層の選挙意識の高揚を図るため、近隣自治体の取り組みなども参考にさせていただきながら、18歳、19歳を含めた青年層の年代の公募といった形で投票立会人の選任について検討してまいります。

次に、青年男女の投票率向上のための工夫についてのご質問にお答えをいたします。

青年層の投票率の向上につきましては、大変重要な課題と認識しております。選挙の重要性を認識していただき、選挙に対する関心、理解を高める必要があります。こうした中、岩手県明るい選挙推進協議会においても、30代までの投票率の向上を運動目標の一つに挙げられており、本町選挙管理委員会においても同様の認識に立ち、同協議会で取り組んでおります。選挙啓発活動の活用、選挙時の啓発活動、ポスター・チラシの配架などと連携を図り、引き続き投票率向上に向けた取り組みを関係機関と協力して進めているところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それでは、行革プランの初年度の取り組みにかかわってお聞きをいたします。

先ほども申し上げましたように、第4次行革プランの初年度の取り組みがきょうのマスコミ報道で明らかにされているわけでありましたが、町長の答弁にありました、いわゆる自主財源の確保に対しては、財産の売り払い収入を取り上げて一定の評価があったと、このように答弁はしたわけでございますが、これはあくまでも一時的なものであって恒久的なものではないと。そういう意味からすれば、自主財源の確保という点では、やっぱりもう一度恒久的な対策というものをつくり上げる必要があるだろうと。折しも決算監査を終えて、そして最終的な評価と課題が初年度の取り組みの総括表として開示をしていただいたわけでございますから、改めて恒久的な施策の実行というのが必要であるということ強く私は主張をしておきたいというふうに思います。

そこでお伺いしますが、例えば、さきの町長の施政方針で述べられた企業立地に向けた誘致活

動、あるいは働く場の確保と定住を促すということ、そして安心して暮らし続けることのできるまちの実現を目指す、ということが町長の施政方針で述べられているわけであり、しかし、そのいずれも具体的な内容がまだ明らかになっていない、示されていないわけであり、そういう中で、この行革プランの2年目の取り組みにおける施策として事業に反映させる内容、こういったものはいつ、どのように示されるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

現時点で、ただいま言ったように、一過性のもではなく継続的な形の収入ということにつながる施策というようにございますけれども、それにつきましては、今現在、具体的な対応施策等は持ち合わせていないところではございます。ただ、そのための施策の方向性なり、対応なりというものを今後引き続き行財政改革推進委員会の中で、各課長等が出席する委員会でございますけれども、その中で検討しながら、より具体的な施策に結びつける方法をこれから検討させていただくというような状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そのような答弁が来るのだろうというふうに思ったのですが、先ほどの町長答弁では、いわゆるこの初年度の課題を検証してプランの進行管理を適切に行うと、こういうふうに述べているわけです。そうすると、第3次行革プランの取り組み事項、そしてその取り組み内容、これはそっくりそのまま第4次プランに引き継がれたわけです。引き継がれたわけなのですが、取り組み事項にも取り組み内容にも6年間にわたって誤記誤植が残されたままずっと継続してきている。どこだというふうに問われれば答えますけれども、あるのです。あるいは、実績評価の方法が果たして現状のままでいいのかと。問われれば、個別にこういう課題、問題点がありますよというふうに指摘をします。もう時間がもったいないですから先急ぎますけれども、なぜ6年間も誤りが是正されないで取り組まれてきているのですか。検証は行われているのですか。お答えください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

すみません、今現在の段階でその誤植の箇所は把握してございません。ただ、その行革委員会の中でさまざまな面での検討はさせていただいているところでございます。これからの新たな施策の取り組み等についての検討はさせていただいている。ただ、具体的な形でまだ出て、実施していないというような状況であるというようなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

それでは、後ほど、こういうところの誤りがありますよということはお話をさせていただきます、この場ではなくて、お話をさせていただきますが、やっぱりきょうの岩手日日さんの報道で達成率86%だというふうに非常にいい結果のように見えるのですが、請求して開示された資料を見ますと、必ずしも86%にはならないですね。それなぜかという、5年間の到達目標を立てておいて、中には平成28年度、平成29年度の到達目標を立て、平成30年度から平成32年度までの到達目標というふうに分けて目標値を設定しているのです。そうすると、例えば一つの例でいいますと、審査委員会などへの女性の登用、これは平成28年から平成29年の目標値は22%なのです。ところが、この1年間皆さん頑張って達成率は23.10%だというふうに出しているのですよ。そうすると、なぜこのまちづくり推進委員会が出している平成28年度の取り組み目標に対する達成率が100%なのでしょう。私はもっと自信を持って105%だというふうにかきやいと思ふのですよ。そして、5年後の到達目標である25%に限りなく近づける、到達させるために、このような課題、取り組みが必要ですねということを議論し、検証し、つくり上げるのが総括ではないのですか。同じようなことがいっぱいあるのです。例えば、庁舎の維持管理コストの縮減、これは平成32年度までに100万円縮減するというのですよ。ところが、光熱水費で縮減できたのは、この1年間で19万9,000円だというわけです。ところが、達成率100%なのです。これはおかしいでしょう、19.9%でなきゃいけない。そういうふうに、やっぱり今の実績評価を行っているやり方というのは見直す必要があるだろうと、こういうふうに思いますから、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。後ほどその答弁はいただきます。

そこで、このことに加えてお聞きをしたいのが、行政コスト計算書の作成がなぜ平泉町では遅れているのかということなのです。行政コスト計算書については、この計算を行ってれば、10人に1人当たりに対する行政サービスにどこにロスがあるのか、無駄があるのか、どこにメリットがあるのかということがコスト計算書から分析することが可能なのです。だからこそ総務省は平成29年4月までに一般財務書類の4表のうちのこの行政コスト計算書を作成しなさいと、このようにしているわけ。しかし、平泉は出ていない。例えば、8項目の業務委託化なり、民営化なり、民間委託の推進というものを掲げていますよね。私はこのことを全て推進しろという気持ちはないのです。ですけれども、この行政コスト計算をすることによって、どこに民営化をしなければならぬ課題があるのか、問題があるのか、しなくてもいい働き度が職員の中であるというふうに分析できるのか、こういうことが見られるのです。だから、この行政コスト計算書を比較して、民営化なり業務委託をしようとしているこのアウトソーシングの検討材料にすることが、この第4次行革プランの中で極めて大切になってきていると、私はそのように思うのです。平成27年度の決算監査意見書、このように言っていますよね。ワーク・ライフ・バランスの推進について述べています。各部署、管理職も含めて業務のあり方や処理方法について検討しろと、これが監査にあたった監査委員の公表意見なのです。だから、それを実践するためには、総務省が求めている、そして平成29年4月までにつくれというものがきちっとやっていれば、第4次プランの2年目の取り組みからそれがいかせるのです。

以上、大きな2つについて質問します。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめの行財政改革プランの評価の方法でございます。これにつきましては、議員からご指摘ありました、実際に実施した率等々の数値を使えば確かに100%を超えるというような形のところも出てくるわけでございますけれども、今回、当町でこれの評価につきましては、この定めた項目について実施したか、しなかったかということでその評価をしたところでございますので、やった、やらないということだけでの評価というようなことでこういう形の結果となっているものでございます。

それから、行政コスト計算書の問題でございますけれども、申し訳ございません、これにつきましては私自身がちょっとまだ勉強不足でございます、把握してございませんのでご了承いただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

行政コスト計算書については、既に県内の33市町村の中でも公開しているところもあるし、つくっているけれども未公開にしているところもありますから、なおかつ総務省も研究会資料を公表して平成29年4月までにやれよと、こういうふうにしていますので、そこはぜひ積極的に取り組んでいただきたい。

それから、評価の方法、私は今、課長の答弁、そこに問題があると思う。例えば、何かの目標値を設定して、今言われたように、一度や二度会議をやりましたと。そうすると、会議をやった実績が表の中では数字1ということで表記をされて、達成率100%になる。

では、そこでお伺いしますが、例えば業務委託の関係について、平成28年度検討した結果、民間委託は適さないということで結論出したものが2つありますね、この資料を見ると。そうすると、結論を出したのに、なぜ2年度、3年度、4年度、5年度と取り組み目標に1の数字が入っているのですか。矛盾ではないですか、それは。だから、そういう評価のあり方を第3次プランからずっとやってきていて、何の改良、改善もされていない。それでは、やれというからやっているのだと、こう受け取られてもしょうがないと。今こうやりますという結論を私は求めるつもりありません。そういう課題があるから、もう少し真剣になって、それは検証してください。先ほどの町長答弁では、課題を検証してプランの進行管理を適切に行うという、答えていただいたわけだから、そこをぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に移ります。旧長部小学校跡地の15区の行政区住民が持っている保有資産の保全についてお伺いします。

まず、その前に、次のことをお聞きをしたいというふうに思うのですが、公有財産に関する規則が本町にありますけれども、この中では、1つは、普通財産を貸し付ける場合は貸付調書を作

成すると。2つは、その貸し付けた土地を返還を受けたときは返還調書を作成するというふうに定めていますね。そして、この規定は、財産を貸し付け、これに私権、私の権利というふうに書いていますが、私権を設定する場合に準用するというふうに定めています。

そこで、まずお伺いするのは、この公有財産に関する規則は、土地の使用貸借契約全般に適用されるものでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

申し訳ございません。現在、その規則そのものの写しを持ち合わせてございません。ただ、役場の公有財産を貸し付けるにあたっては、それらについてはいずれ区別することなく、全般に基本的には適用されるべきものであるというふうに考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

今、私お聞きをしたのは、18条から21条に書いてある中身でございます。

それでは、お伺いします。平成21年4月10日に締結をした15行政区長と町長との間の土地使用貸借契約書による貸借期間が平成31年3月31日までの契約としてあるのですが、2点お伺いします。この契約書の貸し付け調書、そして返還調書はどのように処理をされているのでしょうか。2つ目、この契約書の効力は現在どのようになっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

貸し付け調書、返還調書につきましては、すみません、私まだ調書の内容を確認してございません。ただ、その貸し付け契約の期間につきましては、今お話しされましたとおり、平成21年4月11日から平成31年3月31日までの10カ年というふうな契約になってございます。その中で第6条、賃貸借契約書の中の第6条の中に、契約の解除規定がございます。この中の第2号でございますけれども、「賃借地を国または県その他地方公共団体において公共用または公用に供するために必要が生じた場合については解約することができる」というふうな規定がございます。この中の項目を使わせていただきながら、あそこの場所については、社会福祉施設でございますがいこいさんが要は施設を設置しているわけでございますけれども、その際に当時15区さんと結んだ桜の植樹だったと思いますけれども、10本の契約をしているわけでございます。その中で建物等の建設にともなって支障となった物件または枯れてしまった物件等々によりまして、今現在、桜の木そのものが、また、あと移植等した段階におきまして、現在2本が現存しているというようなことの確認はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

私は今の答弁における解釈に大きな錯誤があるというふうに思っています。それは、確かに課長言われましたように、15区行政区が土地使用貸借契約書で締結している第6条には、催告をしないで契約を解除できるというふうに書いています。ここには2つの問題があるというふうに思うのですよ。1つは、催告という言葉自体が法律用語ですよ。やっぱり同じ平泉町が住民と、なおかつ行政区長が代表者になって締結している契約書で、そこで何らの利益も生み出そうとしているものではない。通常の景観をしっかりと維持をしていくということを確認した契約書なわけです。そのことを6条に催告をしないで解除できるというふうにあるから解除したのだということになると、私はさっき冒頭に聞いた貸し付け契約書なり、返還調書というものがきちっと整備をされたのかというのがそこにつながるわけですよ。これがまず1つ。

それから、2つ目、私はこの第6条、課長の言う第6条の（2）項、「貸借地を国または県その他の地方公共団体において公共用または公用に供するため必要が生じたとき」というふうに書いてある条項を口実に、この契約書については無効なのだというふうに聞きました。そうすると、ではあの特養ホームの建設というのは、あるいはあそこに建物を建てて社会福祉法人が運営しているというのは、自治法にいうところの公共用または公用に供するものであるというふうに町当局は解釈をしたというふうに解せざるを得ないのですが、いかがですか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず1つ、その桜の木の関係でございましたけれども、これにつきましては、寿憩会さんがあその場所に施設を建てるというふうな話があった際に、平成27年度だったわけでございますけれども……

（発言する声あり）

総務課長（岩淵毅志君）

すみません、それではその賃貸借の関係でございますけれども、いずれこの契約書の第6条第2号でございますが、これについての、公共用または公用に供するため必要が生じたときということでございますけれども、この施設につきましては、この土地を無償賃貸借する際の、何かでもちょっと私お話したような記憶ございますけれども、完全な公共用地という、公共用施設というようなことではございませんけれども、これからの社会情勢を鑑みた場合に、社会福祉施設というようなこれから必要になってくる施設でございますので、公共の用に供するために必要な施設というふうな解釈のもとに、あその場所の土地を無償賃貸借したというふうに私は理解してございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

私は非常に残念です。残念だというのは、あの土地を特養ホームに無償貸与するときに、この問題については私しつこく質疑をしました。そして、反対討論までしました。皆さん、無償貸与をする理由のときに、福祉課長を含めて何と言ったのですか。公共性はないまでも公益性が極めて高いと。公益性が高い、そしてほかにも同じような条件で貸しているところがあるから無償で貸すのだよと、こう言った。それが貸し出してから5カ月で公共という言葉に変わるのですか。それでは、お伺いしますが、平泉町のこの役場の庁舎、これは公共物ですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

公共施設、公共物というふうに捉えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

地方自治法第244条に、どのように公共の施設というものが規定されているのですか。市町村の庁舎は公共の施設ではありませんと解釈例規に明確に書いてあるではないですか。なぜ去年、土地を貸すときに、公共性という言葉をあなただちは使わなかったのですか。それは公共性まで言えなかったのですよ。社会福祉法人といえどもボランティアやるわけではないのだから、一定の利益を求めてやるわけだから、しかし地域の老人介護施設が必要だということで公益性が高いという言葉で私たちを説得したではないですか。それがなぜ公共性になるのですか。役場の庁舎が公共の施設だという、そもそも自治法を理解していない証拠ですよ、どうですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

すみませんが、自治法をまだ熟知、まだ熟読してございませんので、その内容を確認させていただきましてから、今のこの場所での判断、答弁は控えさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

その程度なのだろうということがよくわかまりました。これは決して愚弄するという言葉で言ったわけではありません。誤解しないでください。

そうすると、少なくとも皆さんの立場からすれば、あの平成21年に契約をした15行政区との契約書については破棄をしたいと、そういうことなのですよ。それはわかりましたと。

しかし、一方で地縁団体として15区行政区が認可申請をしたときに、これまた自治法などに基づいて、桜10本とツツジ65本、これを15区行政区地縁団体が保管をする、保有をする資産として、町として認定をするから申請書を出してくれと、そう言われて申請書を出して認可をされて今日

に至っている。これは立木法がいうところの正式な登記ではないけれども、同じく立木法の中にある明認法という、いわゆる法律的に認められた行為なわけですよ、町がそれを出せと言って出させて認めたわけだから。それがどのような経緯かがあったにせよ、その資産、立ち木の所有者である15行政区に何の話もなく無断で行政区住民の資産が伐採をされると。これは民法709条にいうところの不法行為にも抵触をするというふうに私は言わざるを得ない。ただ、事柄をそこまで大きくするつもりはありませんから、町として資産認定をさせた以上、やっぱりこの問題については、どこでやるかは別にして、一定の整理をつけるべきだということを最後にお聞きをしますが、どうですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

その前に、その桜の処分に対して役場側が一方的にやったというご質問でございますけれども、これにつきましては、説明会の中できちんと区長さんも立ち会いの中で、これについては桜の木につきましては10本ございましたけれども、そのうちの3本については残せるであろうという話はたぶん、寿憩会のほうからしてあります。それについてはきちんと、これについては会議記録に残してございますので、それを確認してございます。そういう話をしている中で、区長さんも納得している内容でございます。その中で、確かに移植等またはさまざまな問題で枯れたり等々したものはございますけれども、10本のうちの3本についてはお約束として残させていただきますよというふうな話についての了承は、させていただいているというふうに確認してございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

10本だ、3本だという話はいいのであって、ただ、課長、誤解しているから。10本のうち切ってもいいのは3本ですよというふうに地元の人たちは言いました。そこは逆ですから、だからそういう問題を今、私言っているのではなくて、それ以外にも、3本以外にも無断で伐採をされているわけだから、それはやっぱりきちんと整理をしましょうと。これは理事長さんともお話をし私おりますので、役場のほうにも話が来ていると思っておりますけれども。

次に移ります。自転車活用推進法の施行に伴う本町の対応についてお伺いしますが、これはことし5月から施行されたというふうに話をしましたけれども、市町村などに対して自転車の活用を進める施策の作成義務を課したもののなのです。先ほどの町長の答弁では、必要に応じて推進計画を作成をするというふうに述べられました。本町における自転車活用推進法にかかわる策定についてどのように進めようとされておるのか、まずお聞きをしたい。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

自転車活用推進法の11条では、市町村規定にした活用推進計画という定めがございます、こ

の中では、市町村において活用推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないということが書いてございますので、我々としましては努力義務なのだろうというふうに解釈したところでございます。

それから、先ほど町長も答弁しましたが、8月4日に国のほうで第1回の有識者会議を開きまして、今後あと2回、計3回の有識者会議を開きまして推進計画をまとめると。そのまとめた計画を平成30年4月から6月あたりに閣議決定をするという段取りで進めているようでございます。それを受けまして、県でもその……

(発言する声あり)

建設水道課長（高橋誠君）

計画に沿った形で進めるものと思っております。その国・県の計画を見ながら進めたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

議長、きちんと、町長答弁したことと同じこと話しているのだから。屋上屋を重ねるような答弁は必要ないのです。課長言われたように、この市町村における推進計画を定めるためにどのように進めるかという基本計画つくれと言っているのだから。それに着手しているとか、していないとかという答弁されるのなら、なるほどなというふうにわかります。もう時間ないから次行きます。

それで、この法律が掲げる基本方針については、14項目ほど明記をされているのです。そして、そのいずれも地域の実情に合わせた施策をつくりなさいというふうに書き込まれています。本町では、観光客の来訪、あるいは観光客の誘致支援の促進、さらには地域活性化の促進などというものが今重視をされなければいけない課題として惹起しているわけですよ。そうすると、そういったものに優先的に取り組む必要があるのだろうというふうに私は思うのです。

ご存じだと思いますが、盛岡市は10年前に自転車条例をつくりましたね。その自転車条例に基づいて定めたさまざまな施策が今、全国から注目を集めている。こういうような先駆的例があるのです。

したがって、本町においても、次のようなことをやっぱり真剣に取り組んでいくべきではないかというふうに思うのです。それはどういうことかということ、今、中尊寺通りの無電柱化工事をやられていますよね。そして、その後に歩車分離の道路につくり上げていくのだと、こういうことが過去の議会の中で答弁としてされています。したがって、そういう意味では、まさに平泉の観光スポットの一つの取り組みとして駅と観光地をつなぐこの中尊寺通り、ここを快適走行空間としてのカラー路面表示をするなど、ああやっぱり世界遺産登録された平泉の観光だなど、こんなふうに思えるような取り組みを、ぜひこの自転車活用推進法を活用して取り組んでいただきたい。折しも町内には2つのレンタルサービス会社、自転車のサービス事業を営んでいる方がおるわけでありますから、やっぱり駅を基点にして、そして観光客の誘致につながる、あるいは道の

駅もそういう道路表示をしながら誘客をしていくと、そういうようなもの、すぐには難しい課題であっても、やっぱり長期的な視野に立った取り組みをしっかりと行ってほしいというふうに、ここは意見を述べさせていただきたいと思います。

それから、教育長に簡単にお伺いします。この推進法の中では、学校教育における交通安全対策ということも盛り込まれているわけでありまして。したがって、本町の実情に応じた自転車活用計画策定に、やっぱり積極的に教育委員会としてもかかわって行っていただきたいというふうに思いますし、あわせて今、子ども達の通学には自転車、ヘルメットの着用が義務づけられている。と、やっぱりあまり格好いいヘルメットではないですね。もう少し子ども達がかぶりたいなと思うようなヘルメット、今さまざまなスポーツ型のヘルメットとか出ています。既にそういうヘルメットを導入している自治体、教育委員会もあります。ぜひそういったものを含めて、幼いころからやっぱり交通マナーを守るといふか、そういうような意識を醸成するということが大変だろうというふうに思いますので、その辺についてのご見解を聞かせていただければと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

小中学生の自転車利用の実情と現段階での指導についてまずお話をさせていただきますが、小学生で64名、中学生で73名の子ども達が自転車を使って通学をしております。学校では、安全指導ということで、例えば小学校においては、3年生以上の子たちが利用するわけでありまして、3、4年生に対しては校庭で模擬道路をつくって横断の仕方でありまして、手信号でありますとか、そういったことの指導をしております。それから、学校全体としては路上指導ということを行っておりますし、中学校ではステッカーを配布したり、それから自転車の点検整備を町内の自転車屋さんをお願いして行っているというふうな形とか、街頭指導を行っているというふうなことであります。

それで、今、自転車活用推進法のお話がありましたが、5月1日の施行ということでありまして、今年度、年度当初から前倒しして学校の教育計画に取り入れているところはありません。今後ということになりますが、指導の視点はいくつかあるだろうというふうに思います。今お話しのお話の安全指導というふうな面もありますが、例えば交通機関の中で自転車を利用することにおいて環境とのかかわりということや学ぶという、そういう面もあるだろうし、体力づくりというふうな面もあるだろうというふうに思います。それから、自転車の交通手段としてのいわゆる有害な物質を排出しないという特性というようなさまざまな面での教育的な指導のありようがあるのではないかなというふうに思います。来年度以降、この自転車活用に特化した、例えば環境というふうな問題を取り入れることは大変難しいだろうと思いますが、こういったものもあるのだということや子ども達に考えさせる、実際に経験させるというふうなことが必要であろうかと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

次に行きます。18歳、19歳の投票立会人への採用についてでございます。

町長は、8月15日の本町主催の成人式で、新成人に向かって次のように呼びかけました。「社会へ参画する積極的な行動が一層求められる」と、「社会人としての自覚を持って社会を支え、歴史をつくり上げていくことを期待する」というふうに述べられたわけです。そうすると、やっぱり若い人は、初めて選挙権で1票を投票するというのは非常に今後の人生においても大事だろうというふうに思います。そういう意味で、昨年の夏から初めて投票権が与えられた平泉町の18歳、19歳122人、そしてことし成人を迎えた青年男女、彼らに対して町長からやっぱりメッセージを発すると、来年は町長選挙があるわけですから、発するということが必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

そのとおりであります。まさしく町長選があるからということだけではなく、町の一員であるということをやはり自らがそれをきちっと位置づく、そして周りからもそれをきちっと認めていただける、そのように行動をとることも大事でありますし、そして周りも、地域の皆さんも、それをきちっと支えられるような、そういう地域というのが今後さらに大事になっていくというふうに思っております。あらゆるいろんな角度から今後も向き合ってやりますし、なおかつそういった青年の方々のさまざまな集会等々、会議等々でも積極的に呼びかけながら社会参加を促してまいりたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

まさに私が言いたいのもそのことございまして、しっかりと若い青年男女に受け止めてほしいなというふうに思います。

そこで、先ほど町長答弁の中でいわゆる投票立会人について、青年層の公募について検討したいという前向きな答弁がされました。そこで、あわせて立会人の登録制度、これは今ないわけですが、立会人の登録制度というものをやっぱり設けることによって、毎回毎回選挙のたびに公募をするという労力がそこで回避をされるわけですから、そういうものもあわせて検討をしていただきたいというふうに思います。町条例では、投票立会人の報酬額は1万700円というふうになっているようでございますが、18歳、19歳の若者には極めて魅力的だと、お金で釣るわけではありませんけれども、そういうこともなるのだろうというふうに思います。

次に行きます。若年層の投票率向上のための工夫についてお伺いをします。

総務省のデータによると、全国的に市区町村長の選挙の投票率が平成3年の65.28%をピークにして、平成27年度では50.02%まで下がっていると、こういう状況が出ているのです。あわせ

て市区町村議会議員選挙、これも47.33%まで下がっているということで、いわゆる下がり続けているわけでございます。

そこで、選挙離れを防ぎ投票率の向上も図るために、何がしかの知恵を出し合っていこうではないかということなのです。総務省がこの18歳参政権の導入にあたって、高校生向けに「私たちが拓く日本の未来」というふうに題する教材を副読本として作成をしました。それに基づいて、実は高校生を対象にして出前学習が行われているわけですが、平泉町は高校がないからといって安閑としていられないというふうに思うのです。現にさいたま市だとか、つくば市だとかそういうところでは小学生を対象に、あるいは中学生を対象にして社会科の授業の一環として投票率を高めるための出前授業をやっているのです。したがって、やっぱり投票率を向上させるために積極的な啓発活動が必要ではないかというふうに思います。

そこで、うちわを持ってきたのは、実は平泉町選挙管理委員会が、名前の入った、これ2年前の知事選と県議会議員選挙のときのいわゆる啓蒙用うちわです。これを使うことも一つの手だというふうに思うのですが、たぶん、町長はご存じだと思うのですが、平成28年度の選挙啓発ポスターというのが全国の募集事項としてやられていますよね。その中に、岩手県の1次審査を通過した小学生から高校生までの21の作品が全国審査に上がったのです。結果として3人の作品が都道府県連合会会長賞に選ばれている。その中には岩泉小学校の3年生、北上市の中学3年生が受賞しているのです。小学生でも中学生でも受賞しているのです。つまり、これそういう小中学生を対象にしたデザインを募集してこういったものに活用しながら、ああ、うちの子どもがつくったやつだよということで若い人たちにも関心を持たせる、全体に関心を持たせるという取り組みが必要だろうというふうに思います。

ぜひ先ほどの答弁では、投票率向上に向けて関係機関と協力し合っているというふうに言われました。こういう啓蒙活動の材料をつくるということも含めて考えていただきたいというふうに思います。最後にお聞きをして質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまご提案もありましたし、さまざまな今回出されているそういうポスター等の状況等も把握されながらご提案もいただきましたが、そういった部分も参考にさせていただきながら従来とまた違った方法で対応できるように、また内部でも検討してまいりたいというふうに思います。対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

（「ありがとうございます」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分
再開 午後 3時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

通告8番、阿部圭二議員、登壇質問願います。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

通告8番、阿部圭二です。

それでは、通告に従い質問のほうをさせていただきます。

まず、2点ありまして、1点は介護保険についてです。

2017年度末までに新しい総合事業へ移行にあたって、現在どのような状況か。

2025年に向けての取り組み状況「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスを今後どのような方向に充実させていくか。

ボランティアなどによる生活支援サービスの取り組みは。

4点目、医療・介護等取り組み方針は。

5点目、制度改正による一連の変更への対応で、合計所得が160万円以上の利用者負担の2割への変更、低所得者の施設利用者の食事・部屋代の軽減措置の厳格化、特養老人ホーム入所の軽度者門前払い、介護保険の利用者の生活を守るための独自の軽減・緩和措置や手続上の負担軽減などはどのように考えているか。

大きな2点目として、水道事業についてです。

1点目、民間による水道事業について、どのように考えているか。

2点目、民間による水道事業を平泉へ導入することについて、いかに考えているか。

この2点、以上による答弁よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の介護保険についてのご質問の2017年度末までに新しい総合事業へ移行にあたって、現在どのような状況かのご質問にお答えをいたします。

介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業につきましては、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業に区分されており、介護予防生活支援サービス事業につきましては、事業所が行う現行相当のサービス、また生活相談員の設置が不要で、ボランティアの従事を可能とするなどの人員基準等を緩和したサービスA、住民などが主体となって行うサービスB、介護サービス事業所などの保険、医療の専門職が行う短期集中予防のサービスCに区分されます。一般介護予防事業につきましては、保健センターや地区公民館などを会場に、介護予防の普及や

啓発などを行うものです。

それぞれの進捗状況につきましては、介護サービス事業所などが行う現行相当のサービス及びサービスAはこれまで居宅介護支援事業所等の代表者との意見交換会や介護サービス事業所、介護支援専門員への説明会などを実施し、基準緩和の内容や単価等について協議を行い、円滑な事業実施に向けて取り組んでいるところであります。基準を緩和して行うサービスAにつきましては、平成30年度以降の実施について検討することとしております。また、サービスBは高齢者を地域で支え合う体制づくりや介護予防の推進などを目的に行うものであり、地域の公民館などに通いながら行う通所型サービスにつきましては、週1回の割合で運動器や口腔機能に効果がある体操や運動などに取り組むもので、7月24日に地域支え合い学習会を開催し、内容や補助などについて行政区長、民生児童委員、地区老人クラブ会長にお集りいただき説明をして事業の実施を促しております。訪問型サービスにつきましては、町内で活動する団体に声かけをしておりますが、今後さらに協議をしております。保険、医療の専門職が行う短期集中予防のサービスCの通所型サービスにつきましては、町内の介護サービス事業に委託して実施いたしております。

次に、2025年に向けての取り組み状況「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスを今後どのような方向性で充実させていくかのご質問にお答えをいたします。

2025年に向けて取り組む地域包括ケア計画として、在宅サービス、施設サービスを今後どのような方向性で充実させていくかにつきまして、2025年は約800万人いると言われる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる超高齢化社会に突入することにより、介護、医療費などの社会保障費の急増が懸念される問題です。

現在、第6期介護保険計画により2025年も視野に入れながらも、特別養護老人ホーム待機者の解消を進めるための施設整備を着実にいながら、住みなれた地域で自分らしく暮らすための地域ぐるみでの取り組みにより在宅での支援体制を強化してまいります。

次に、ボランティアなどによる生活支援サービスの取り組みはのご質問にお答えをいたします。

緩和した基準で行うサービスAのボランティアにつきましては、一関市と連携して講習会を開催し、受講者を募るなど要請を行ってまいります。また、地域活動により高齢者の方を支援するサービスBのボランティアにつきましては、元気な方が中心となり地域に合った取り組みが行われるよう話し合いを持つなど地域と連携してまいります。

次に、医療・介護等取り組み方針はのご質問にお答えをいたします。

町内医療介護関係者で構成する平泉町在宅医療介護連携推進会議を開催しており、顔が見える体制でさまざまな課題などを共有して対応しておりますし、一関市医療と介護の連絡会と連携し、病気や入退院の情報を共有する「くらしのシート」を作成するなど、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に取り組んでおります。また、今年度から一関医師会が中心となり、病気や薬、検査結果、介護の状況など、医科や歯科、病院、薬局、介護事業所、行政などがインターネットを通じて共有できる「未来かなえネット」に取り組んでおり、町といたしましても、個人の状況に応じた的確で迅速な対応を行えるよう進めてまいります。

次に、制度改正による一連の変更への対応で、合計所得が160万円以上の利用者負担の2割へ

の変更、低所得者の施設利用者の食事・部屋代の軽減措置の厳格化、特養老人ホーム入所の軽度者門前払い、介護保険の利用者に多大負担と犠牲をもたらしています。自治体レベルでの裁量の余地は少ないものですが、利用者の生活を守るための独自の軽減・緩和措置や手続上の負担軽減などはどのように考えているかのご質問にお答えをいたします。

まず、ことし8月から合計所得が160万以上の方の利用負担につきまして、高齢化が進み、介護費用や保険料の増大により、サービスを利用している方と利用していない方との公平や負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが課税されている方の負担上限が引き上げられております。

低所得者の施設利用の食事・部屋代の軽減措置につきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設やショートステイを利用する方の食費・部屋代について、所得が低い方に対して食費・部屋代の負担軽減を行っております。平成27年から公平性を高めるために、一定の資産をお持ちの方はご自身で負担いただくよう見直しがされております。

特別養護老人ホームの入居条件につきましては、平成25年から要介護3以上の方が対象となりましたが、これは重度でありながら自宅待機を余儀なくされている方への利用機会を増やすために実施されました。ただし、要介護1や2であっても、特別養護老人ホームへ入居を認める特例もあり、個人の状況に応じた対応が可能となっております。

全国的に高齢化人口の増加、介護保険利用者の増大と経費の増加、それを支える人口の減少と負担保険料の増加、また利用する人と利用しない人との公平性など、制度を維持するためにさまざまな面からの見直しが行われてきた経過があります。介護保険に係る独自の軽減や緩和措置は難しい状況にはありますが、一関地方広域行政組合が加入している全国介護保険広域化推進会議を通じて、国庫負担割合の引き上げや低所得者対策などについて要望していくとともに、地域での介護予防活動の活発化などにより、高齢者の方が元気に生活することが介護保険の経費や保険料を抑えていくように取り組んでまいります。

次に、水道事業についてのご質問であります。

民間による水道事業について、どのように考えているかのご質問にお答えをします。

水道事業を行うには、水道法で事業の認可及び経営主体が規定されております。第6条第1項で「水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない」と規定されています。また、同条第2項で「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする」と規定されています。民間による水道事業運営は、営利を追求し利益を出さなければ経営として成り立たないこととなりますので、人口密集地区で安定した経営を行える地域では可能であるかもしれませんが、特にも経営基盤の弱い簡易水道事業については、ほとんどの事業体で一般会計からの繰り入れ等で補填している状況にあります。地方部における民間による水道事業経営は難しいものと思えます。

次に、民間による水道事業を平泉へ導入することについて、いかに考えているかのご質問にお答えをいたします。

先ほども述べましたが、民間による水道事業運営は、営利を追求し利益を出さなければ経営として成り立たないこととなります。当町のように民家が点在し離れておりますと、施設整備の多額の費用を要することとなり、また施設の老朽化に伴う更新や改良を計画的に進め、安定した水道水の供給を行うため、インフラ投資にも相当の投資をしなければなりません。採算ベースを考えれば、現在の料金体系での維持が非常に困難であると考えます。町内で同一の料金で同一のサービスを提供することが重要であり、民間事業者にそれを求めることは大幅な料金値上げなしには対応できないと思います。低料金で安定した水を供給するためには、民間による水道事業導入は難しいものと思います。なお、運営基盤の強化や経営効率化の推進等を図るための一方策として広域的な連携が県を中心に検討を進めることとしておりますので、広域連携への取り組みを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

それでは、順序不同でですけれども、質問のほうさせていただきます。

まず、介護保険についてなのでありますけれども、この間、行政改革の名で市町村の職員体制は後退しております。業務の外部委託などによって専門性を消失しているところも随分あるようでございます。平泉町も同じようなものだと思います。その結果、行政能力が弱まっていく傾向があると思われまます。職員の充実が必要だと思われまますが、現在、介護保険は何人の体制で行っておるのでしょうか。その人数で足りているのでしょうか。

それから、これから2025年、団塊の世代の方が75歳を迎え、そのときにはかなり人数的にも必要になると思うのですが、それに向けてどう思っておりましたか。お答えください。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

役場の介護保険の担当については1名ですが、いずれ行政組合のほうで全体的な事務をとり行っております。町からも2人が派遣として従事しておりますし、あと介護保険課、まず総務課も関係ありますけれども、いずれそういう形でちょっと具体的な細かい人数はあれですけれども、かなりの人数が従事しております。そして、この体制は今後もとりながら、住民の人が困らないように対応していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

そうですか。かなり厳しくなるのかなと思っておりましたけれども、うちは足りているということなので、一応、介護保険の広域組合のほうには行ってまいりまして、一応、平泉町でも滞納などというものがあるのかというような話も聞きながら、現在19名の方が滞納しているそうです。

そのうち数人が、一応2年以上の方がおるということなので、この数字というのはいかにか少ないかというのはあるのですけれども、その方々に向けて対応というのがたぶんできないのではないかと思います。その方々に向けて対応というのがたぶんできないのではないかと思います。どのような形で救っていくのかという部分とこれからまた増えていく可能性というのがあるのですけれども、それに向けてどう考えているのかというのも教えていただければと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

すみません、先ほどの質問の職に対してなのですけれども、事務的には1人で、あと介護予防が1人の実質2人体制になりますし、あと行政組合という体制になります。

それから、現在滞納されている方が19人ということで、全体では、平泉町では2,779の方が対象になっております。多いか少ないかは、1%には満たないという状況にはなっておりますけれども、いずれ個別に状況等を見させていただくと、貧困というか、お金とかの関係ではなくて、割と個人のお考えで納められていない方もいらっしゃるという状況がありますし、例えばお金の状況がつかないという場合には分納ということで、そういう対応もありますし、実際に個々の方と接触しながら、その人に合った対応をさせていただいているわけです。今後も増えていくとは考えておりますが、個々の状況に応じた対応を今後ともとらせていただいで、ご不便のないような対応をしたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

なかなか大変な部分だとは思いますが、その部分でなのですが、介護保険料というのが現在、年間で基準額では6万2,300円ということなのですよ、実際問題。これは多いと考える人もいれば、少ないと考える人もあるのですけれども、ただ、金額的には物凄く上がってきているというのは実際みんながわかっていることだと思うのです。前期、第6期、第4期と、5期、4期と上がってきたわけですが、2025年度には64.2%というから8,000円台とか、1回ごとに払うのが8,000円ぐらいなので、今より2,000円、3,000円分ぐらい1回に払う分が多くなるのですけれども、最終的には6期ですから、1万から1万5,000円ぐらい上がるのですけれども、実際もっともっと上がってくる可能性はあるのですけれども、それでも対応できると考えていますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

今6期ということで、これから7期になるのですけれども、7期についてはまだ実質これからの検討になるという状況になっておりますけれども。いずれ介護保険は助け合いの制度ですので、

皆さん納得というかご理解いただいて、さらに参加して未納がないようお願いしながら、そしてあと介護予防なども含めて給付費や保険料を下げるというか、できるだけ上がらないような方法を取りながら対応していきたいと考えていますが、一関地区は全国の平均、それから県内の平均よりも若干低い状況にありますので、そういう対応を今後も取りながら、できるだけご理解いただくようなことで対応していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

お金のことを言っただけは何なのですけれども、大体1人で約1,000万、2人だと夫婦で2,000万の貯蓄があるとそういう部分ではまた大変な外されていく部分というのですか、あるのですけれども、そういう部分で年間1,000万の貯蓄といっても大体年に10万、10年ぐらいでなくなっちゃようなお金かなと思うのですけれども、介護の費用としてはとても、貯蓄が1,000万程度ではとても大変かなと思うので、そういう部分での貯蓄の額なんかもちょっとかなり大変なので、そういう部分では外せないのですよね、実際。役場のほうがどうこうというわけで、介護保険のほうがどうこうというわけではないのですけれども、実際とても苦しい状況であると思われま。

それから、介護保険自体がとても微妙な保険で、健康保険と同じような仕組みになっているのですけれども、実際救う手立てはなくて、とても弱者の救済措置もないですし、そういう部分ではちょっとかなり中途半端な保険だと。そして、受けたくても受けられないと。本当に微妙な保険だと思うのです。そういう中で、これから新しい介護制度が始まって、訪問型や通所型のサービスを行っていくわけですが、なかなか大変だと思うのですよ。そして、今までの現行のサービスがなくなって新しいサービス、緩和されたサービスAとか、そういう形のサービスになりますけれども、現行のサービス、昔のようなサービスというのは行えないのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

昔というか、まだ現行のサービス、みなしといいますけれども、今までのサービスは現在も続いております。そして、平成30年度以降のどの時点かまだ決まっておりませんが、緩和されたサービスに移行する予定ではありますけれども。アンケートを事業者のほうにとった内容では、移行するために事業をやめるとか、そういうところはあまりなかったもので、今後さらに事業者と協議を進めながら、できるだけ現在の状況もしくは緩和した状況でも続けられるように対応はしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

広域のほうに行ったときに、職員の方に一応お聞きしたのですけれども、一旦広域のほうでも下げたことがあったそうで、そうすると介護をやる側というほうが受けられないというような形

になって、それで話し合いの上、少し価格を上げたというような経緯があったというのはお聞きをしました。実際問題、やっている側も大変、やる側も大変というサービスなのですけれども、実際今のようなサービス、現行、今までのサービスというのですか、そういう現行のサービスをできるだけ私自身も続けてほしいと思うのです。介護をやられている方々も、たぶんそれをやりたくてというか、受けたくて来ている方が多々あると思うのです。できるだけ緩和された基準サービスAとか、Bとかに移行しないでいただきたいというのは、私だけの思いではないのではないかなと思うのです。また、基準サービス、訪問型のサービスとかそういう部分では、介護をやっていなくてもというか、そういう職員でなくても、アルバイト的な人でも結構参加できるような部分というのは結構あるので、そういう部分でもとても心配な部分だなと思うのです。だからこそ、現行のサービスをできるだけ続けられるような形というのが一番いいのかなと思っております。

では次に行きたいと思うのですけれども、要介護、要支援認定を省略して、省略とまでは行かないのかもしれないですけれども、基本チェックリストによる判定というのが行われているという話も聞いたのですが、その部分はどんなような形になっているのかお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

基本チェックリストにつきましては、要介護、要支援認定を省略するものではありませんので、新しい制度のもとに、それで迅速にチェックして対応できるということも一つの方法として考えられております。ただ、例えば住宅改修とか、いろんなサービスを具体的に使うときは、やはり介護認定が必要となりますので、それはそれぞれのメリットをいかしながら活用していくということで対応しております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

この部分についても広域の方に聞いたのであります。確かにやっておるけれども、安易にやっているわけではないと、かなり聞く耳を持ちながら行っているという部分で、都市部と地方では違うという部分はお聞きしますので、そういう部分ではまだ本当に崩されないで、できるだけいいサービスを行っているのだなと思いながら私自身もほっとしたのですけれども。ただ、これからののですけれども、介護予防のケアマネジメントを通じた事後努力の押しつけとか、利用制限があるサービスからの卒業とかという部分が入ったりして、居宅における能力へ応じた自立とか、日常生活に必要なサービスを提供し続けることが介護保険の責務であるけれども、卒業という部分を安易に言ってくる可能性というのはあると思うのです。その部分ではどう考えておるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

卒業というのがどういう意味かあれなのですが、例えば今、介護予防とかいろいろやっていますので、軽度の方はそれでお元気になって、介護保険を使わなくても大丈夫になれば、それはそれでいいことだと思いますし、安易に外すという、もちろん制度上できないですので、そこはいずれ元気な人はより元気に、元気ではない人もできるだけ元気になるような体制で進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

都会の話かもしれませんが、結果として行政側で選んでいけるという部分という点では、そういう部分で卒業という名前で、本当に卒業ということがあるのかと広域の方にもお聞きしました。ごくまれに元気になる方はあるけれども、ほとんどの方はそういうことはないのだという話もお聞きしました。実際、当たり前だと思いますし、そのとおりだと思います。ただ、そういうふうにならぬに、数だけ減らせばいいのだというふうな形にはならないでいただきたいなと思うのであります。

それでは、次に行きたいと思いますが、ケアマネジャーの担当するケアプランは、多職種協働で検討をするというようなことは行われておるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ケアプランにつきましては、ケアマネジャーが基本的にはつくりますけれども、その後、理学療法士とか担当者会議を開いてつくるということになっていきますので、多職種といえはそういう形でいろんな角度から検討いただいてつくっているという状況になっております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

この部分でも安易にというか、外していく可能性というのはとてもあり得る話だと思うのです。何せその方がいないですから。いないところでいろいろやって、ケアマネジャーの言うことをちゃんと聞いてくださればいいのですけれども、なかなかそういうふうにならない場合というのも多々あるのかなと。そういうふうな形にだけはなあってほしくないなと思いつつ、私のほうはちよつとへんてこな質問になりましたが、そういうこともお聞きしたわけです。

それでは、地域ケア会議を通じたケアマネジャーの統制というのはなされておりますか。そういうことはあるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ケアマネジャーの統制という意味がよくわかりませんが、いずれ地域ケア会議は、その個人の方がその地域で元気に暮らすためにどうやったらいいかというのを話し合う、例えば保健センター、包括支援センター、介護職員とか関係する業種が集まって、その人のためのことを検討する会議ですので、そこでマネジャーを統制するとか、そういうことには全然なっておりません。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

こういう部分でも、ほかであるような話というのが実際、平泉で行われるかどうかという部分もありますし、ここの広域であるかという部分でも、ないのではないかなと思いつつも、このちょっと意地悪な質問も広域では質問させていただきました。はっきりそういうことは、ただ、ないということで、先ほどの多職種協働にしても、地域ケア会議にしても、行われていますし、かなり毎回やっているというわけではなくて、個別事業については必要に応じて地域ケア会議を実施していると、日常生活圏域については平泉町保健センターが主催して年数回実施しているという話しも聞きますし、ケアマネジャーだけでなく介護サービス事業者なんかも情報を共有しているという話もお聞きます。今の話と相当、同じなので、ぜひそういう形で見捨てないでいただけるようなことというのがいいのかなと思います。

それでは、次の質問に行きたいなと思うのですが、新たな生活支援サービス等について、現行の要支援に限定せず、要介護者及び一般高齢者なんかも参加するというか、門戸を広げての活動というのはやっているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

介護予防のことかなと思いますけれども、いずれいきいき百歳体操、現在8地区で行われております。当初は2地区でしたけれども、広がりまして行われていますが、いずれこれは体操で介護予防だけではなくて、それによって見守りやそれから交流やそして地域づくりにもつながるということで広がっておりますので、今後ますますそのような取り組みをしていきたいと思っておりますし、そのほかにもいろいろ工夫して行政区でやっている事業がありますので、そこら辺も支援しながら対応していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

本当にこういうことをやっていない市町村というのもあると話はお聞きますので、とてもこういう活動が結果、要介護、要支援1、2の方が外れたという部分で、その方々が悪くならない事業というのが本当に必要になると思うのです。その中で、とても重要なものであるし、要介護なり要支援に入らない方々、さらにその前の方々が入っていける部分というのがとても重要な部

分になるというのが私自身もよくわかりますし、こういう活動をもっと広げていっていただければいいかなと思うのですけれども。ただ、そこへ対応するための各行政区の方々というのはとても大変かなと思うのです。人員が今、足りなくてという部分と役職につけない方々というのも相当ある話というのは聞きますし、そういう部分では役場のほうから多少の支援みたいなのがあるのでしょうか、金額的な部分とか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

7月に開催しました地域支え合い学習会でも説明しておりますが、いずれ今度の新しい総合事業の中で地域で活動する部分については、基準はありますけれども支援制度をつくっております。百歳体操プラス何かと、週1回以上になれば立ち上げ支援、それからあとボランティアの方へのお支払いとか、そういうものも可能になっております。いずれ地域医療は、町内いろいろ、そうできるところもありますし、できないところもありますので、まず可能なところから制度に合致しなくてもはじめていただくようなことでお願いしている状況であります。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

そうですね、本当にそういう形というのも一番いいかなと思います。また、お金だけでなく要員もというような形で、さらに役場としても新たな人員を確保していただければもっといいかなと私自身は思っておるわけですが。

次の質問に行きたいと思えますけれども、この介護保険に自治体からというか、町からというか、一般財源からというのですか、国保と同じように財源投入というのはできないのでしょうか。そういう部分というのは、あまりほかでは聞かないかもしれませんが、健康保険に限りなく近い介護保険ですから、そういう部分もあってもいいのかなと思うのですけれども、それについてどう考えていますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

介護保険につきましては、一関広域行政組合に町でも負担金を出して、介護保険制度のもとに運営しておりますので、その中での対応ということで今後もやっていくという考えであります。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

何となくわかるのですけれども、この間、結構全国レベルで考えると、とても、今回、安倍政権の負担増とか給付抑制の方針で介護を奪われて、命を脅かす事態というのはとても広がって、平泉町も先ほど言っていたとおり、19名の方が払えないで介護にかかれぬという部分、2年

以上たつと、さらに今までの分も払わないと介護自体に戻ってこれないというような形になるわけで、とても重いことだと思うのです。そういう部分で、とても大変かなと思うのです。

ただ、確かに政府はこういう部分で財源の投入というのはあまり芳しくないよということはいながらも、一般財源の繰り入れというのは実際行われているところもあったらしくて、そして投入できないと言っている割合には、介護保険法の法令上は法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁じる規定とか制裁措置は一切ありません。このことは厚生労働省の説明や国会答弁でも明らかになっています。政府厚生労働省は、制度の趣旨から適当でないので慎んでいただきたいというレベルの助言は行っておりますけれども、何ら問題ということで、そして厚生労働省の指導なるものの保険料減免に伴う一般財源投入について述べたものであって、介護保険事業計画に基づく介護保険料設定に際して、一般財源投入についてのものというのはこれまではありませんと、厚生労働省において単独減免3原則なるもの、介護保険法令上の規定はどこにもなく、単なる会議資料に過ぎないと言われるぐらい、確かに労働省としてはやってほしくないという部分はあるのですけれども、投入してはだめだということを言いながらも、厚生労働省が一般財源の問題点として挙げているものは国民の理解が得られないと、でもみんな投入すれば全然問題ないのかなと。また、一旦、一般財源を投入するとやめられなくなるというような話なんかも言っておるわけで、このことから言い分は何か根拠もないのだろうと私自身も思いますし、そういう部分でも、ただ市町村がとても余裕があるわけではなく、ぜひこういう方向に県とか市町村が入っていただければいいのかなと思います。とても介護保険で苦しい思いをしている方というのも相当ありますし、これからもっと増えてくるといっても、職員を増やすという点でもそうですし、とても重要なことだと思われま。

そして、次の質問に入りたいと思います。

それでは、水道事業のほうに行きたいと思っておりますけれども、まず水道事業で、今まで言われてきた水道事業でありますけれども、ことしは憲法制定70年の節目でありますけれども、水道法は憲法25条の生存権の保障を具体化するものです。水というのは、半年ぐらいはとめられないと言われるぐらいとても重要なものだと思われま。1957年施行され、60年の節目を迎えます。これはそのとおりだと思います。そして、水道法第1条で言われているのですけれども、この目的ですけれども、清浄、豊富、低廉をうたっています。清浄とは国民の公衆衛生のためであります。豊富とは水がなくては生活が困ると。低廉とは国民がひとしく安全な水の供給を受けることができるためであり、これを水道整備の目的としていると言われることから見ても、とても水自体、重要な部分だと思います。

それで、水道事業なのですが、現在、水道に関しての平泉町の職員というのは何人が加わっているのか、そのことをお聞きしたいのですが、水道というのは各市町村で削られに削られて、人員も、半分とか3分の1になっちゃったというところは相当あるらしくて、そういう部分で今回、一関市では水道事業を民間に委託というか、しようという考えが出たのですけれども、これはなぜ委託しようかといった部分かといったら、職員がいないというのがやっぱり基本だったみたいで、大体50代ぐらいの職員がやっているのですけれども、次の人が出てこないの、そのために

水道事業を民間にというようなことをうたっているわけです。だからこそ平泉町の人員もちょっとお聞きしたいなど、できれば多少年齢なんかもわかるといいかなと。よろしくお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

現在、上水、簡水合わせて4人の職員で行ってございます。年齢に関しましては、30代が2人、40代が1人、50代が1人でございます。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

思ったより、2人ぐらいかなと思ってびっくりしていたのですが、意外といるなど。若い方々が入ってきているというのは、とても心強いかなと思います。なぜなら、水道の事業の方というのは、すぐに専門家みたいにはなれないので、できるだけ年数をかけていろいろ水道に関して知っていただきたいと思うわけです。人数的に足りなかったらもっと増やしていただくかなと思ったら、いや意外とこれぐらいでも足りているのかなと思いつつ、ちょっとびっくりしていましたが、ただ、ほかよりも結構、人数、下手すると大体これぐらいの市町村だと1人から2人というところが結構多いらしくて、大体そういう表も出ていますが、結構少ない人数でみんな頑張っているのだということがわかると思います。

それから、もう一つなのですけれども、先ほどの介護保険と同様に、広域でというような話も、町長のほうからもさっきお聞きしたのですけれども、確かに広域にすれば大きい枠でやりますので、いいのか悪いのかという部分もあるのですけれども、本当に広域がいいのかどうかというのは、そういう部分でまだ動いていないのでわからないのですけれども、水道事業は今儲かっていないというか、かなり厳しい状態なのだと思うのです。実際儲かっていないもの同士が一緒になってもとても苦しい思いをするだけかなと思うのですけれども、やはり広域にこだわったほうがいいのでしょうか。これはそういう話がないので、どういうふうに考えるのかなと、ちょっともう一度聞いてもよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

広域合併にこだわるものではございません。先ほど町長も申しましたが、県を中心に広域連携を行った場合にはどのようなことになるかと、その辺からの検討をなされる会議が昨年開かれました。今後引き続き検討していくということになるかと思いますが、その検討結果を見ながら、どのように対応したらいいかを考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

確かにそういう部分ではわからない部分であるということも、確かにそのとおりだと思います。でも、厚生労働省というか国のほうの勧告では、一応広域を進めているというのは、そういう部分で一関、広域とともに民営化も進めているのですけれども、平泉もその一つに入る可能性もあるかなと思うのです。水道ビジョン、04年、平成16年度策定では、08年、そして水道ビジョンは13年と一応こうなっていて、持続可能な事業運営には広域と官民連携等の推進というのがとても強調していると、これしかないというようなぐらいの言葉で語っております。ただ、一概に我々にとっては、もしかして上がってくるかもしれない、水は大丈夫かという思いと、その2点があるかなと思うのです。そういう部分で愛媛県でしたかね、2.2倍ぐらいに水道料金が上がったというようなところもありましたので、そういう部分で、また、平泉町、今、水道管の布設とか取り替えをやっているわけで、もし取り替え後に民営化されても、一番金のかからなかったり、平泉町でいて民営化にされても困るかなというような部分もあると思うので、一番いけない部分というか、収益の低下により耐震化が遅れていると、そういう部分は平泉町はあるのかどうかかわからないですけれども、先ほど技術者の点では4名いると言っていましたので、そういう部分ではいいのかなと思うのですけれども、技術者がいないため設計、施工が進まないと、そういう部分で平泉町はちょっと専門の方というのはつくっていったほうがいいかなと思うのですが、それについてありますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほど申しましたのは、水道事業に従事する職員でございまして、そのうち技術職については2人でございます。残りの2人は事務職でございます。

それで、建設水道課では、水道係と土木係あるわけですが、土木係の技師につきましても、水道経験者でございまして、水道事業管理者の資格を取っている職員でございます。緊急時の場合には、特に応援して対応すると、そういう体制をとってございます。

それから、耐震更新につきましましては計画的に、計画を立てて進めているという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

そうですね、国のほうでも最近になって言い出したというのは経緯もありますね、耐震化を今ごろ進めると、そういう部分で広域化と民営化というのをそれとともに進められてきたという経緯があるので、町民の方の水の供給というものは守るべきものであって、とても重要なものがありますので、ぜひ新たな、また次の水道事業にかかわる人たちもつくりながら、平泉町も頑張っていたきたいと思うのです。安易に一関も民営化にそのままいくとは思えないのでありますけれども、平泉町も一緒にどうだというような部分でそこへ入っていかないような形というのがいいかなと思います。それでこの質問のほうは終わらせていただきます。

議 長（佐藤孝悟君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は9月15日午前10時から行います。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 三枚山 光 裕

同 真 籠 光 幸